

平成29年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成29年12月13日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第47号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第48号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第49号議案 幸田町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第50号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第51号議案 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第52号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
第53号議案 指定管理者の指定について（幸田町障害者地域活動支援センター）
第54号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第55号議案 平成29年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第56号議案 平成29年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|------------------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 近藤学君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 都築幹浩君 |
| 健康福祉部長 | 藪田芳秀君 | 環境経済部長 | 鳥居栄一君 |
| 建設部長 | 羽根淵闘志君 | 教育部長 | 志賀光浩君 |
| 消防長 | 吉本智明君 | 企業立地監
兼企業立地課長 | 志賀幸弘君 |

建設部次長	尾関義彰君	教育部次長	牧野宏幸君
消防次長	金澤惣一郎君	学校教育部長	
兼予防防災課長		会計管理者	林敏幸君
		兼出納室長	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司君

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のため出席を求めたものは、理事者16名であります。

議事日程はお手元に配付のとおりでありますから御了承願います。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、10番大嶽 弘君、11番 池田久男君の両名を指名します。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第47号議案から、第56号議案までの10件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順とします。発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第47号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町職員の育児休業等に関する条例であります。これは非常勤の職員についての改正であります。10月から、改正育児介護休業法が施行をされました。育休は、パートやアルバイト、有期契約社員なども取れることになっております。このことから、1年以上雇用され、1歳半まで雇用契約がなくなることが明らかでなければ取得が可能とされる改正になっておりますが、これについて幸田町役場におきましては対象者がどれくらいあるのかということと、過去において非常勤職員で任期途中におきまして退職せざるを得なかった、こういう事例についてからの把握で結構でございますが、どれくらい対象者がいるのかということとありますが、お尋ねするものであり

ます。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 非常勤職員のまず総数でございますけれども、全体で447名、嘱託、非常勤、臨時的任用を含めて447名でございますけれども、その中で今議員が言われたように1年以上の継続勤務とか、また1年6カ月以上の雇用とか、また週3日以上もしくは年間121日以上というような形での対象となる非常勤職員ですね、その数につきましては376名ということでございます。これが全体的に376名が対象ということでございますけれども、今、後半で質問された退職を余儀なくされたとかそういった部分でのものは把握してございません。あくまでも対象となっているのは376名で、育児休業を取得したという実績についてはゼロという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、就職等におきましても、なかなか雇用の部分で自分の意図する職場につけないという中で、若い新卒におきましても非常勤をする方もふえているかというふうに思うわけでありますが、そうした点におきまして、やはり継続してその職場に雇用されるということは期待をできるものであります。そうした点におきまして、やはりこうした改正があったということにつきまして、若い職員等に周知をする必要があるかというふうに思うわけでありませけれども、周知と同時にその職の確保、その辺についてもどのように確保していくのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） この育児休業につきましては、保育所などに入所できずに退職を余儀なくされる事態を防ぐためということと、さらには育児をしながら働く男女労働者が育児休業などを取りやすい環境づくりを行っていくということでございます。そういった面でいろいろ制度的には、この当初の育児休業については平成23年7月1日から当初の非常勤の育児休業という形が制度化されて、それを今回拡充していくということでございますけれども、そういった中で周知につきましても、職員、非常勤に特に育児休業を取得する可能性のある保育職場ですね、保育園の関係について対象者が多いということでございますので、そういった部分で意識しながら周知については、ことしの3月議会で承認いただきました育児休業のいろいろな手当関係を含めた部分の改正部分を今年度周知をしております、そういった文書通知をしながら、保育園関係は特に部課長を通じて園長などにそういった形の文書で通知をしながら、そういった制度的な部分も行っていると。今回の改正が整えば、そういったものも改めて周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 育休取得につきましては、やはり今部長が言われましたように保育園職場が主になるかというふうに思いますが、とりわけ保育園職場におきましては保育士不足ということで確保が困難と。こういう中で、やはり人材の確保をしていくための手だてとしては、この制度も有効に活用していく必要があるというふうに思うわけでありませ。また、育休を取得をする職員におきましても、その後の職の確保ということにつきまして、やはり安心感があって十分に育休が取れるということにもなるわけでござ

ございますので、十分周知をしていただきたいというふうに思います。

それから、この育休期間中の手当の関係でございますけれども、その点についてはどのようになるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 保育士の数につきまして、ちなみに今218名の非常勤職員を雇いながら、対象となるのは205名ほどございますけれども、そういった保育現場への周知というものをしっかり行っていきたいというふうに考えておりますし、いろいろな部分で入る手当部分ですね、育休中のそういった部分につきましては、給付金という形で育児休業給付金という形で制度的にはございまして、雇用保険に加入している、加入条件は週20時間以上また31日以上雇用見込みというような形が前提となりますけれども、そういった雇用保険の中で育児休業給付金という形で、これはハローワークのほうから支給されるというような制度があると。ここら辺も、これも周知をしていく必要があるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係説明資料の6ページになります。この中に改正の概要という形で（2）の2行目に特別の事情に当該子の2歳に達する日までのという形になります。ここで言う特別の事情というものの内容は、具体的にはどういうものを挙げておられるのか説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） あらましの中の特別の事情という形でございますけれども、まず育児休業法の第2条第1項の中で、いわゆる非常勤職員、第2条1項では正規職員は3歳に達する日まで、非常勤職員については1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの条例で定める日、また、なお今回の改正のように事情を考慮して条例で定める場合は2歳に達する日までという形の条文がございますけれども、その中のただし書きの中で、既に育児休業をしたことがあるときについては、条例で定める特別の事情がある場合を除きこの限りではないと。ちょっとややこしいんですけれども、いわゆる特別な事情があれば再度育児休業を取得できるという形で、何らかの理由で育児休業を中断した人が再度育児休業を取得できるという場合の特例を掲げているわけですが、それが今回の中で変更がございますけれども、まず従前のこの特別な事情につきましては条例第3条で8つほど掲げております。条例第3条の8つほど掲げている中の1つ、7番目の第7号が今回の改正になるわけですが、1号から8号まで詳細に申し上げるのはちょっとお時間の関係もございまして、例えば1番目の子どもが育休中に次の子が生まれた場合などでは、1番目の子供のいわゆる先に生まれた子の育休が中断というかなくなるわけですが、それが何らかの理由で2番目に生まれた子供が、具体的に申し上げますと例えば死亡だとか養子縁組で別居となった場合とか、それが第1号になっているんですけれども、そういった場合にこれは1番目の子供の育休が復活しますよというふうな、いわゆる再度育休が取得できるというのが特別な事情の中の1つ

としてそれは認められているというようなことが、これが8つほどございますけれども、おおむねそういった形で何らかの理由で中断した場合という形でありますけれども。ただ、その中に第7号ですね、今回改正があります第7号の中では、1歳の延伸を1歳6カ月までというのがその1つにあるわけですけれども、もう1つ、今回追加されたのが1歳半に達した中で養育の事情を考慮して条例で定める場合は、2歳に達する日まで育児休業をすることができるというのをこの中で追加してるということであります。これが条例の第2条の4として追加をされてるということでございます。ただ、なおかつ1歳6カ月到達後、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、規則で定める場合に該当する場合に再取得できるという。ここでも特別な事情にさらに規則で定めるところがここに付加されておまして、規則委任をしているというふうなところでございます。少しわかりにくいんですけど、今8つほどの中の1番目の先ほどの再取得、7番目のいわゆる今回の改正の1歳半から2歳、1歳半を超えたところでもう6カ月再取得できますよというのが今回の追加である特別な事情の中に入ってきてるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、ここで言うところの議案の関係でいけば4ページの後半になる。あなたも言われたように、第7条中第2条の4の規定に該当することを加えるという内容ですよね。そうしたときに、ただ、ここで想定をされているいろいろな問題がここで全部包含をされてくるのかどうなのかということなんですよね。ですから、特別な事情についてこの条例以外、あるいは今後規則がつくられてくるということですが、そういうもの以外でフォローできないそうした問題については、この条例はどういうふうに対応するのか。それは見えてこないですよ。あなたが言われたように、1歳6カ月に到達日の翌日だよという形で2条の4が書いてあります。それに対応する形の中の問題として、いろいろな事例が生まれてきたときに全てこれでカバーできるかどうか。こういう問題であります。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） この特別な事情の中で条立てしながら2条の4が追加されたということで、2条の3までが既にあるわけですけれども、それが平成23年7月1日施行の先ほどの育児休業の中で示されている分でございます。それが今回その特別な事情の中で継続な勤務のために、特に仕事を認められる場合に規則で定めながら、これを2歳までに再取得できるという形で追加してございますので、もともとの2条の3にございます1歳半までの部分について、それをさらに2歳までという部分でその期間を延伸するという再取得の部分での改正でございまして、議員が言われるような見えない部分ですね、その辺の拡充ができていくかという、これについてはそこまでは至っていないというのが実際のところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、今回の特別な事情というのはいろいろな想定がされてくる。想定がされてくる中で、条例あるいは規則で規定したもの以外の関係が出てきた場合、具体的にはどう対応するのか。こういうことですよ。この条例にもありますように、

この条例は公布の日からだよと。公布の日はいつなのかという問題と、先ほどあなたが言われたように条例及び規則だと。そういうものが議会に示されていないですよ。規則対応だよと。規則対応ということになれば、この議会あるいは本会議、あるいは委員会で議論をされる、そういう経過の中も含めて、規則対応で漏れなく対応できるのかどうなのか。こういうのが懸念として出てくるわけですよ。つまり、議会に出した条例の公布はいつだといったら、公布の日からだ。条例はといったら、まだつくってありません。こういう形でね、言ってみれば議会の審議にかかわる内容が未成熟なまま議論を求めてくるというのは、私はいかがなものかなと。こういう形で今回の条例の一部改正、それに伴う規則についてはこういう内容でいきますよと。これは議会に審議を求める、意見をいただきながら、規則対応が万般怠りなくという形が一番望ましいわけですよ。なぜそんな横着な仕事をしたのか。こういうものがまず浮かんでくるんだけど、どういうことですか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回上程させていただいています条例につきましては、施行が公布の日という形でございます。法律自体は10月1日に施行されているということでございますので、対象者が今はゼロということから、今回12月議会での上程でも間に合うという形でそういった対応をさせていただいておりますし、これは可決し次第速やかに公布また施行をしていきたいという形でございます。ただし、その公布に当たっては規則が必要になってきますので、規則も速やかに作成していきたいということで、今現在国からのいろいろな資料をもとに規則を作成しているところでございます。今回のこういった上程に当たって、規則までを提示するという形ができればいいんですけども、考え方としましては、この議決可決後の規則制定ということでございますので、そういった部分では具体的なそういった条立てについては法規上チェックも何もしていない状況でございますので難しい状況でございますが、骨子としまして、規則をつくる上での骨子という形での答弁はさせていただきたいと思っておりますけれども、その骨子としましては先ほど来申し上げますように、平成23年7月1日以降のいわゆる条例改正に基づいて1歳6カ月までが延伸できるという状況になっておりますので、それに基づく規則がございます。その規則が先ほど申し上げたような形で1歳6カ月まで。これを2歳に延伸するという形になりますので、その部分の規則のつくり、たてつけですね、これにつきましては以前の規則にいわゆる読みかえ規定を設けて、いわゆる1歳を超えたときに1歳6カ月までという形になってますので、それを1歳を1歳6カ月に読みかえるという形で、1歳6カ月を超えたときに2歳までという形の読みかえ規定を考えていきたいなと思っておりますが、これはちょっと口頭でお答えしている状態でございますけれども、こういった内容を規則上は今精査してるところでございますので、そういったものを、議員が言われるのはそういった規則を並べながら条例を審議すべきだという御意見だと思いますけれども、その部分につきましてはまだその部分が事務方で間に合っていないので、骨子だけをお答えさせていただきながら御容赦願いたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの説明でいきますと、この47号議案につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が10月1日に公布されておりますよと、こういうことですよね。そういうものを受けて条例対応ということで、その条例の内容は言ってみれば未成熟な内容で、議会で承認をいただければ、いつ公布になるかは知りませんが、条例は公布の日から、規則もそれからだと。こういう形ですよ。それがいいのかということの問題提起をしているわけですよ。それと、もう一つは、こういう未成熟な内容で議会に出される。そうしたときに私どもの受けとめ方というのは、私どもという言い方はいかん、私のだ。私の受けとめ方というのは、行政における胸先三寸があるなど。私は胸先三寸がいかんということ言っているわけではない。内容的には、特別な事情についてはさまざまな事例が浮かんできたときに、胸先三寸で対応できるような行政の対応力、知恵の出し方というのはあって当然だ。私はそう思う。そうしたときに、条例も規則も公布の日からだよということになります。そういう内容でいきますと、胸先三寸の関係が際限もなく広がるということは申しませんが、議会の審議の中では何がそうなのかと。どういうことを想定するのか。こういうものがつかめてこないわけですが、そこら辺はどう対応されるのかと。つまり、胸先三寸で対応できるような、そういう内容が公布の日からと、条例も規則もと。出せと言ったら、それは多岐にわたっておりますのでということになってきたときに、何なのかということが見えてこない。わからないです。どう対応される。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、申し上げたように、いわゆる規則については23年7月1日施行の条例もしくは規則のものの条立てを基本に、それを延伸するという中身でございますので、実際にはいわゆる規則がその中で胸先三寸が出てくるかということ、この条立てからするとそれほど裁量がない規則となっています。そういったことではいろいろな配慮が欠けるとか、いろいろな面があるかということでございますけれども、そういった窓口部分、実質こういった延伸をする場合に例えば保育園の入所の関係から延伸をするために必要な手続があるわけですが、そういった手続の際にどのように今実務として行っているかというようなどこら辺を御紹介させていただきますと、例えば延伸手続の中で保育所もしくは認定こども園などに入所できないという状況をもとに延伸を図るという形で、いわゆる不承諾通知書という形で入所できないという形のを添付していただきながら、こういった延伸への手続を期限の2週間前までに提出をしていただくという形の部分がございまして、そういった不承諾通知書、これについてはうちのほうの窓口でも年間20から30ほど発行しているようではございますけれども、そういった中では例えば園の延長時間では子供さんのお迎えに間に合わないというような形のものでも入所できないというふうな採用にしていたりですね。また、例えば兄弟などと同じ園に入れないということが、その園での入所できないというふうな理由にしたりとか。また、いわゆる人数制限などの部分を含めて入所できないという不承諾通知書、こういったものを発行してるわけですが、そういった発行に当たっては育児休業を取りやすいような方向に発行させていただきながら、これが胸先三寸と言われるとそういうことになるかと思っておりますけれども、実際にそういった配慮をしながら実務面では

規則にあらわれない部分でございますけれども、そういった対応をさせていただいているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 胸先三寸というのは、つかみにくい内容が胸先三寸と、あなたの心向き次第だよと。その時々気分、感情でころころ変わるのは町長だけで結構なんでね。要は、私が求めたいのはそういう今の諸般の状況、今すぐそういう条例を公布をし規則対応という点でいきますと、若干なりということと言われるので、そうした点では規則がつくられたら議会に提出を求めたいわけですが、提出をされますか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） これにつきましては、規則制定については例規などに載ってくるという形でございますので、そういう部分ではあえて規則制定をもって、これだけの配付という形では今の時点で考えてございません。ほかの規則も含めて、いわゆる各課共通事項としての規則また要綱の改正などとともに入ってくるということで御容赦願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だんだん横着になるなど。議会のほう、あなた方もそうかもしれませんが、議会のほうあるいは議員が持っている、いわゆる貸与を受けている例規集、定例会前に加除がされます。ということは、それまではできてこないよと。加除をするまでね、どの道になったって見ないじゃないかとは申しませんがね。加除を待っていていいじゃないかと、こういう対応の仕方についてはいかがなものかなと。これは改めていただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 原則、規則について、要綱についてなどは、特に改めて配付ということをしてございませんけれども、そういった今回の議会を受けて必要な部分について出せる部分の抽出をしながら検討したいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第47号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第48号議案の質疑を行います。

1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 議案関係資料の14ページの記載の内容についてお伺いをしたいと思います。

まず、初めに、固定資産評価審査委員会委員の業務の内容についてであります。職務の内容と委員会の開催回数、所要時間などについてお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、3点御質問があったと思います。

まず、職務の内容といたしましては、固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法423条にて、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村長から独立した中立的な機関として市町村に固定資産評価審査委員会を設

置するものとされており、納税者から審査申出の提出があった場合、必要と認める調査、そのほか事実の審査を行い、申出を受けた日から30日以内に審査の決定をするというものでございます。

開催回数につきましては、1件の審査申出につきまして3回から5回程度の審理のほうを行います。これまでの実績といたしましては、審査申出がない年は研修等のため年1回のみで開催となっておりますが、多い年は年12回開催された年もあり、近年回数が増加しており、平均では年4回程度開催をしているという状況でございます。所要時間につきましては、1回の開催につき2時間から3時間の審理を行っております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この回数というのは日数ということかと思いますが、1日2時間か3時間ぐらいというお話であります。この審査の2時間か3時間ぐらいの間に、審査をするに必要な資料集めとかそういうことも必要だと思うのですが、それはどのように行われているのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 審査申出に対しましてこういった必要な資料、こういったものにつきましては事務局であらかじめ用意はしておりますので、委員が審査する上で必要と思われる資料につきましては、委員会からの要求に対してその都度所管課にて用意をさせていただいております。それにつきましては、事務局のほうもお手伝いのほうをさせていただいているということでございます。また、調査につきましては、委員からの求めに応じまして現地調査会を実施したというような経過もございます。この委員会につきましては、市町村長から独立した中立的な立場にて、最終的に審査決定通知書というものを作成していただいているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 年に平均だと4回ということになるかと思いますが、1回しかない年もあるというようなことがあります。日額にしますと、その年度の必要報酬はどのくらいかというようなことがなかなか算定しにくくなるのではないかなということをおもうわけですが、今回日額に決定された理由はどのようなことからでしょうか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回日額にさせていただいたという理由でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、年平均約4回委員会が開催されておりました、先ほども申しましたが、多い年では年12回開催した年もあるということで、現在の報酬は年額1万3,500円、これで年12回もあるような年では余りにも低過ぎるであろうというふうに考えまして今回見直しを検討したところ、近隣市や県内の町村、こちらについてはほぼ全て出役の対価として日額報酬にて支払われていたもので、本町においても大変遅くなりましたが今回見直しをかせさせていただくということにいたしました。ちなみに年額にすると幾らぐらいになるかということで、日額を今回8,000円ということで設定させていただきましたので、8,000円掛ける4回程度の開催であれば、見込みとしては3万2,000円ぐらいになります。また、そのまま3万2,000円であ

れば、現在の年額1万3,500円よりもアップすると。それから、また過去最高の年12回やったような年がありましたので、それであれば9万6,000円ということになりますので、開催する事務局といたしましても、これまで余りにも安過ぎて申しわけなかったという思いは解消されるということになります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そういうことで予算の編成を慎重にやっていただくということになるかと思いますが、今回の改正の日額8,000円につきまして、他都市、近隣市との比較がございます。これによりますと、安城市と西尾市よりも幸田町のほうが若干高額になっているというようなことでありますが、この8,000円をどういうふうな考え方で設定されたのか、お伺いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますとおり、安城市や西尾市よりも今回の改正案は高くなっているということがございますが、今回の金額設定につきましては、この近隣4市、岡崎市、安城市、それから西尾市、蒲郡市、この平均の報酬額、この4市の平均が8,050円であったということで、そのほぼ同額の8,000円ということで今回は設定をさせていただいたというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 大変簡単明瞭な決め方かなというふうに思うわけですが、近隣の市だけではなくていろいろな、町が行政をいろいろやっていく上では幸田町と同格の町レベルのところの比較ということもされているのではないかと思いますけれども、そういったことはなされているのでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 幸田町と同格の町ということでございますが、県内の同格の町とも参考には検討のほうをさせていただきましたが、例えば東浦町ですと、こちらは日額1万円、これは近隣よりも高くなっていたということでございます。また、東郷町は6,500円、武豊町ですと6,600円ということで低いところもあるということで、こちら平均すれば8,000円をちょっと下回る程度であったということでございまして、固定資産評価審査委員会の委員につきましては、大きな都市であっても小さな町であっても、職務内容については全く同じであるということでありまして、今回につきましては県内の町村との比較というよりも、近隣の市との比較により設定のほうをさせていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） いろいろ考えてやられたということだと理解しました。

次に、区長の報酬の変更の理由などについてであります。今回変更するに至った理由について、まずお伺いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の区長報酬の変更の理由ということでございます。まず、経緯から御説明のほうをさせていただきます。

前回の見直しが平成19年度に行われ、それから10年が経過しているということで、

見直しの検討をすべき時期を迎えているということがまず1点ございます。また、この10年間で幸田町の世帯数は1万1,968世帯から1万4,992世帯へと3,000世帯以上、25%もの伸びというものがあり、特に大幅に伸びている行政区では941世帯から1,937世帯へと倍以上の世帯数となり、報酬額も伸びてる区では130万円もの増加となっているということでございます。逆に、人口の少ない行政区ではほぼ横ばいで増加はほとんどない状態であり、区長報酬も平成19年度では、最も多い行政区が260万円、最も少ない行政区では30万円ということで、その差は230万円でしたが、この平成29年度では、最も多い行政区が307万円、最も少ない行政区では33万円、その差は274万円と拡大するばかりということでございます。もちろん人口世帯数の多い行政区では、小さい行政区よりも多くの御相談を地元で受けられ、その調整も大変であると思いますが、小さな行政区も大きな行政区も役場のほうからお願いする行事や会議等は同じようにあるということから、最も少ない報酬の行政区と最も多い報酬の行政区の開きが現在9.4倍というのは、事務量からしても開き過ぎであるという御意見をこれまで何度か歴代の区長様からも御指摘をされており、今回根本的な改正、見直しをさせていただくというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 大変な区によって開きがあるということは、前に伊與田議員の質問で理解をしております。その差をどう埋めていくかという手法ということになると思うんですけど、基本割額を60万円とされております。まず、この考え方について伺います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 基本割額を今回60万円にしたという根拠でございますが、現在の条例においては基本割額は26万円、それから世帯割額は1世帯当たり1,300円というふうに規定のほうがされております。平成19年度では基本割額が全体の26.8%が基本割額であったものが、平成29年度では23.5%とその比率が小さくなっており、世帯割額のウエートが高くなってきているということでございます。しかし、先ほども御説明いたしましたとおり、大きな行政区も小さな行政区も基本的な業務、行事それから会議などの出役は共通業務としてあるということでございますので、そのウエートを50%、残りの50%を世帯割数による業務量の差によるウエートにシフトすることを検討いたしました。もちろん財源のほうにも限りはございますので、原則総額が大きく増加しないように調整のほうをさせていただいたということです。ただし、今後も世帯数の伸びる区とそうでない行政区の差は広がることが予想されるため、10年後には半々のウエートになることを見据えて、少し基本額が今回は高くなりましたが、53.5%のウエートとなる60万円に設定をさせていただき、世帯割額を800万円に減額をさせていただいたというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この基本となる業務はどの区も共通の業務ということで、それに60万円を充てたと。60万円は共通であると。しかし、今までこの1,300円だった世帯割を800円に減額をしました。このことによりまして、非常に世帯数の多いとこ

ろについては減額が大きい。特に先ほどおっしゃった鷺田については60数万円、それから岩堀については70数万円というような、そういった多額な減額になっているわけですが、このことについて区長様のほうへは説明をどのように行われたでしょうか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 済みません、先ほどの答弁で世帯割額のほうを800円のところを800万円と言ってしまいました。どうも申しわけございませんでした。正しくは800円ということでございます。

今の御質問の大きく減額となる区に対する区長さんへの説明ということでございますが、今回の改正に当たりまして報酬額が大きく上がる行政区と逆に下がる行政区がございます。平成28年度の区長会にて、現状の問題点などの説明会、格差是正に向け御意見をお伺いする会、それから改正案をお示しする会と3回会を開催させていただき、御説明のほうはさせていただいております。そして、この平成29年度の区長さんには5月の区長会にて改定予定の内容の御説明をさせていただいたというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 私の聞いているところでは、実際に幾らになるというそういう数字は示されていないのでよくわからなかったというような、実際幾らになるかということはどうですか。幾ら減額されるかという部分については承知はされていないということではないかなというふうにもう一度実態を思っているわけですが、今後そういった金額をこれで確定するわけでありまして、区長様は毎年変わってしまうのが幸田町の例だと思いますが、今後こういった金額が示された中でいろいろとまた意見とか問題が出てくるのではないかとこのことを心配するわけでありまして、こういう面について十分な説明や配慮をお願いしておきたいと思っております。

次に、嘱託医の報酬の内容の改正についてであります。この基本額と管理料との二本立てになっているわけですが、この違い。それから、その算定根拠についてお伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回、議員がおっしゃるとおり世帯数の多い区ほど大幅な減額になっているということで、最も大きな減額となる区は74万円の減額となっております。逆に、最も増額となる区は31万円の増額ということになります。改正後におきましても最も報酬額の多い区は232万円の報酬額、それから最も少ない報酬額の区は64万円になるということで、まだ3.6倍の開きがある状況であることを今回の引き下げとなる8つの行政区には個別に今回は説明のほうをさせていただいております。それで御理解のほうをいただいております、そのときには特に反対の御意見もなかったということでございまして、今後も新しい区長さんたちにもまたしっかり説明のほうはさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 基本額と管理料の違いというお尋ねでございます。基本的な考え方といたしましては、保育園医も学校医も同じかと思っておりますけれども、基本額につき

ましては定期健康診断や就学時におきます健康診断等、診察行為を伴う基本的な業務に対する報酬という考え方でございます。学校医の場合ですと、例えば内科医ですと診断時の聴診ですとか、それから喉の状況を見たり、栄養状況、それから脊柱、背骨の状況、胸郭、胸の骨の状況ですとか、皮膚の状況等を診ると。また、歯科医につきましては、虫歯だとか歯茎、歯並び、かみ合わせの状況、それから口腔疾病等を診ていただくという行為がでございます。また、管理料につきましては、お医者さんでいう通常の医療費においては治療計画の策定やその指導等にかかわる料金という位置づけが一般的であるかと思っておりますけれども、学校や保育園におきましては、子供の健康や健康保健管理、推進上専門的な指導や助言に対する報酬という位置づけをしております。

また、算定根拠につきましては、通常の医療費ですと診療報酬等のように国が定めた公定価格があるわけではなく、各市町がそれぞれの事情に応じて報酬額を決定しているという状況でございます。今回の改定につきましては、同じ岡崎医師会、岡崎歯科医師会管内であります岡崎市との格差の縮小を図るということを目的として、管理料を増額をするということで改定をお願いするものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この近隣の市の金額と比較されて今回改正に及ばれたということだと思いますが、この資料の中で蒲郡市と岡崎市について管理料のところでは傍線になっているところがありますが、こういう形だとちょっと比較ができないのではないかとこのように思いますけれども、これはどういったことなのでしょう。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議案関係資料14ページに載せてます関係であるかと思っておりますけれども、管理料の記載がないことにつきましては、両市においては学校医の報酬額を計算するに当たって管理料という費目がないというためでありますけれども、先ほど申し上げましたように、報酬額の計算につきましては各市町の状況により独自に定めているという状況でございますので、本町で言うところの管理料相当の額が例えば岡崎市でいいますと基本額なり他の費目において含まれているということになるかと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） どこかに含まれているということでしょうか。今回の改正では管理料のみということになっておりますけれども、管理料のみで終わってしまうとか、これでいいのかということをお考えですが、この理由についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回の改定につきましては、内科医及び歯科医について同じ医師会管内であります岡崎市との格差を縮小することが目的でございます。したがって、増額を目指す内科と歯科、ピンポイントで額を改定することについて影響の少ない管理料を改定することにより、岡崎市との格差の縮小を図るという改正ということで御提案をさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうしますと、やはり管理料の比較ということになってくると思い

ますけれども、管理料の記載のないところの管理料はどういうふうを考えてやられたのか。その辺をもうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 岡崎市の歯科医につきましては、管理料がないかわりに幸田町にはない出向割、いわゆる1回学校へ出向くと幾らという費目がございます。それに幸田町でいう管理料相当分が含まれるのかなというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それ及管理料なのかなということだと思いますが、それを参考に出しておいていただくとよくわかったかなというふうに思います。管理料についてであります。歯科医の管理料、これは学校も保育園も同額というふうになっておりますが、これは前回も同じであったわけでありますけど、ほかのところは若干広く差のあるところもあります。これについて同額とされた理由についてはどういうことなのでしょう。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今回の件に関しましては、住民こども部のほうから回答をさせていただきます。

教育部長のほうから、先ほど来、基本額と管理料ということにつきまして説明をさせていただいております。この報酬額の設定につきましては、法律等によります規定がございます。この都合によりまして市町村独自で料金設定をさせていただいているという状況でございます。管理料につきましては、基本額に含まれる診療、診察以外に対応する内容のものと考えております。例えば学校、保育園におきます内科医等につきましては、子どもの健康相談それから健康管理、また健康教育など、お医者様として指導や助言などをいただく業務がその内容となっております。なお、校医等におきましては、小学校1年生から中学の3年生までと対象年齢も広く、その指導助言の内容も性別ですとか成長の度合いに照らし負担が大きくなるものと考えております。一方、歯科につきましては、年齢的な幅こそありますけれども、内科医ほどの多岐にわたる指導、助言等ではないというふうに考えております。内容につきましては先ほど申し上げたとおり、歯磨き指導、それから口腔内疾病につきましての相談指導など、こういった指導や助言などがメインとなります。その点におきまして、保育園並びに学校において業務内容に大差がないというふうに考えております。以上の理由をもちまして、管理料につきましてはさほどの差を設けていないという状況でございます。

○総務部長（山本富雄君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の区長報酬の改正につきまして、行政間の格差をなくすとい

うことで見直しをするというものでありますけれども、今回の示された改正につきましては、非常に格差の解消にはつながるわけでありましたが、今まで世帯数の多いところにおきましては減額となる、そういう区も出てきているわけでありましたが、そうした点で理解が得られるのかということでございます。これは、先ほどの説明の中で2年間にわたって説明をしてきたよということと言われたわけでありましたが、平成28年度の区長会では3回行われたということでございます。今年度につきましては、もう今年度の区長さんたちは決まったことで説明を受けたよと。大きい区につきましては減るんだよということであらかじめ知らされていたということで、もうものも言えないような状況だったということをお聞きしております。そういう状況の中で納得させられたというような点があるのではないかとこのように感じたわけでありまして、こうした点で、例えば減額の最高が74万で最低が10万5,000円ということで8区が減額をすることになります。こうした減額ということについて本当に理解が得られたのかと、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の格差是正ということの改正でございます。先ほども御説明させていただきましたが、今回の改正につきましては、世帯数の多い区はさらに世帯数が増加し、報酬額も増加してきており、世帯数の少ない区はほぼ横ばいの状況ということで、どんどん差が開いているということ。その点で年々格差が広がっており、本年度の格差は9.4倍にもなってしまったということでございます。このことにつきましては、毎年いろいろな区長様より御意見をいただいております、この格差につきましてはさすがにほとんどの区長様が疑義を持っておられまして、是正すべきとの考え方には反対はなく、町といたしましても是正の方法をいろいろ検討させていただいたというものでございます。その中で、大幅な減額となるという区がございます。そちらの点につきましては、個々に御説明をさせていただき御理解をいただいたというわけでございますが、報酬が減額となる改正でございますので、もちろん喜んで賛成というわけではなかったと思いますが、客観的に御判断をされ、やむを得ないという感覚で御協力のほうをいただけたというふうに理解をしております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人口の少ない行政区におきましては見直しによって引き上がるということで、これについては別に異論はないというふうに思うわけでありまして、今、非常に行政区において町とのかかわりも大きくて行事数もふえてきておりまして、区長さんたちの出番もかなりふえてきている実態があるということは、これは承知をしておりますし、そうした点で見直しが必要ということはわかるわけでございますが、しかしながら、今まで人口の多いところはどんどんふえると言われますけれども、それは町のほうの住宅開発や区画整理等によって人口をふやす、そういう状況の中でふえてきたわけでございます。それはそれとして人口のふえた区におきましては、やはりそれなりの行事あるいは所用もあるわけでありまして、いろいろなトラブル対応というものも抱えてきている中でそれなりの対応をしていく関係から、私は今回のこの見直しによって大幅減額となる、こういうことについては2年間の説明の中では実感がなかったのではない

かなというふうに思うんですね。それは、例えば今回大幅減額となるのが岩堀区でございます。岩堀区におきましては300万を超える報酬額ということになるわけでありませんが、それが改正後によりまして230万ということになるわけでありまして。基本割を引き上げて、世帯割を1,300円から800円に500円引き下げることによって、全体のバランスの中でこの全体の年報酬額、いわゆる全体の報酬額ですね、これは据え置いたままだということで、世帯間のバランスの中で調整をされてきた結果がこのようになったわけでありまして、そういう点でいうと、区長報酬というものについてはどこまでが頭打ちにしたのかということですよ。それが考えられるわけでありまして。ですから、全体を引き上げたよと言われる割には全体は引き上がってなくて、バランスを少ない区に多い区からの分を渡しただけだよという、これでは私はいかなものかなというふうに思うんです。ですから、そうした点でいえば、もう少し世帯割の見直しを検討すべきではなかったのかなというふうに思うんです。ですから、余りにも引き下げ額が大きいという、こういう状況はなくしていくべきではないかというふうに思うのですが、その点について全体のバランスの中で区長報酬の考え方、これについて再度説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の改正に当たりましては、いろいろな検討のほうはさせていただきました。当然、あくまでも限られた財源の中で全ての事業を執行しているということでございますので、区長報酬のみ特別に増額していくということもできないということで、今回につきましては報酬の総額が改正前を下回らないことというのを前提に改正案をいろいろ検討させていただいたということでございます。ただ、当然今後も幸田町の世帯数がどんどん伸びているということもございますので、頭打ちということにはならないと。今後もまだ区長報酬のほうは伸びていくということもございます。今回につきましてはあくまでもその範囲内で検討させていただいたということもございます。言われるように世帯割額につきましていじらないで、基本割額だけを上げるというようなことも考えましたが、例えば今回のように26万を60万に基本割額だけ上げると約800万円近くの増額になってしまうということもあり、年々区長報酬についてはふえているということで、平成19年当時はトータルで2,100万円ぐらいだったものが現在は2,500万円を超えている区長報酬の総額となっているということで、年々これは伸びているという部分でもございます。ですから、これ以上なかなか今回の見直しで大きく伸ばすというのは難しいというふうに考えまして、今回は全体のバランスということを考えさせていただいたということで、改正後も、先ほども説明いたしましたが、まだ一番低いところと一番高いところの差はまだ3.6倍ということで、やはり行事も多くなっているということで、小さい区にもかなり出席のほうはお願いをしていると。もちろん大きな区は小さい区よりももっと大きないろいろな地元での調整だとか苦情対応だとか、いろいろなお仕事があるというふうにはもちろん御理解はしております。ただ、小さい区にもそういったものもやはりありますので、今回は全体のバランスということでの調整をさせていただいたというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 改正前でいいますと、報酬年額につきますと2,546万9,600円、改正後になりますと2,579万3,600円ということで、大きい区の分が小さい区の分に移行したということで、全体の金額的なものは変わらないというふうになっているわけでありますので、そうした点におきまして、例えば大幅に減った大きい行政区からの不満というもの、こういうものが後々まで禍根を残すことにならないかということをございます。そうした点で、個別に納得をしていただくよということでありませけれども、しかしながら、これが次の見直しのおきまでに尾を引いてしまうという、こういうことにならないように気をつけなければならないというふうに思うんですけど、その辺のところはどうされるのかということをございます。現在の区長さんは来年はされないわけでありませので、来年度からの区長さんたちが大幅減額になってしまうということで、多少そうした行政不信というものも伺える区長も読み取れるわけをございますので、その辺のところをどうしていくのかということをございます。

次に、嘱託医の管理料、このバランスでございますけれども、先ほど足立議員の中でおも言われたわけでありませが、管理料が岡崎市にはなかったということで、それには出向割があるよということであったわけでありませが、じゃあ管理料と基本額、このトータル的なものにおきまして医師会との調整はどうだったのかということをございます。やはり、これは岡崎市との格差を解消するということであるならば、私は医師会の管内の中で幸田町はちょっと安いよという、そういう感覚が医師会の中であるならばいかがかなというふうに思うわけでありませが、その辺のところの医師会との調整はどうだったのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の報酬改定につきましては、いろいろ区長さんたちからも御意見をいただいたという中で、これまでこういった一覧表というものを区長さんたちにもお見せをしていなかったと。ですから、各区の区長さんは、ほかの区がどれぐらいもらっているかということはお存じなかったということをございます。今回この改正に当たりそういったものをお示した中で、会議の中でいろいろ御意見をいただいたんですけども、小さな区でも大きな区でも基本的にやることは同じであり、改正は理解するということで、これは減額となる大きな区の方からの御意見でいただいたんですけども。あと、基本額と世帯割が半々がちょうどいいのではないかと、これも減額となる区の区長さんからお話をいただいたというようなこと。あと、世帯割を下げ基本割を上げる方法が一番現実的だなというようなのは、これは増額となる小さな区の区長さんかからいただいたお話ということもございまして、皆さん客観的に見ていただきまして、これが妥当ではないかという御意見を一番いただいたということをございまして、新しい新年度の区長さんたちにつきましてもこういった概要については御説明させていただき、これまでの経緯と小さい区でもやっぱり同じようにいろいろなお仕事をさせていただいているということで、こういったバランスをとらせていただいたということは御説明させていただいて、御理解をいただいいてこうというふうにおもいますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回の報酬改定に当たって医師会との調整はという御心配をいただいたわけですが、その件につきましては、医師会で学校保健担当の理事という役職がございます。学校保健担当理事をしてみえる町内の先生と調整、御相談申し上げまして、その先生を通じて御承諾をいただいているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 区長報酬につきまして、世帯割の見直しによって、例えば岩堀区について言いますと、306万8,000円が232万8,000円となるわけですが、この区長報酬、人口がふえてもそうでありまして、区長報酬についてどこまでが妥当額と考えておられたのか。それについてお尋ねしたいと思います。

それと、まだまだこれから人口がふえる区があるわけでありまして、そうした点におきまして、まだ岩堀区におきまして、これからまたふえる可能性もある、鷺田区についてもある、また深溝についても里区について今住宅開発も進められている、六栗においてもまだまだこれからふえるというこういう状況の中で、報酬年額をどこまでを区長報酬と見られるのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、全体的に引き上げによる必要額についてお聞きしたいというふうに思います。それぞれ監査委員、固定資産、それぞれありますので、全ての今回の見直しによる必要額についてお尋ねしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、妥当な額は幾らぐらいなのかということですが、妥当な額というのは非常に難しく、こちらのほうも判断はなかなかできなかったということですが、あくまでも今回考えさせていただいたのは、基本割ということで区長さんたちに小さい区も大きい区も同じようにやっていただく事務がいろいろあると、出ていただく行事もいろいろあると。その部分を半額程度にするのが妥当であろうということ考えたということですが、トータル幾らが妥当な額だというふうな考え方は今回はしていなかったということでございます。

それから、今後も人口が伸びていく、世帯が伸びていく区があるということですが、もちろんその辺も考えさせていただいたということで、今回少し基本割額のほうが結果的に高くなってしまったということですが、今後の人口の伸び、世帯の伸び、こういったものを考えますと、今回抜本的な改革、改正のほうをさせていただくということで、今後10年、20年ぐらいは改正しなくてもフィフティ・フィフティ、基本割と世帯割が半々ぐらいというものが維持できていくのではないかと考えて、今回は抜本的な改正をさせていただいたということでございます。

それから、今回の改正による必要額でございますが、まず監査委員につきましては月額1万6,000円アップということですが、年額で19万2,000円が必要額となります。それから、固定資産評価審査委員につきましては、これは実際に審査申出があるかないかによって変わってまいりますので、こちらのほうは一応予算ベースでは10回程程度の予算をとらせていただくことを考えておりますので、これで10回で考えますと年額で19万9,500円の増額。それから、嘱託医等の関係で、保育園に関しましては16万円の増額。それから、学校の嘱託医等につきましては27万円の増

額。それから、区長につきましては、この一覧表にもありますとおり32万4,000円と試算をしており、トータルで114万5,500円の必要額となります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まず、固定資産の関係につきましては、先ほどの足立議員の質問で了といたします。

次に、区長報酬の関係ですが、基本的には格差是正、これはあって当然だと。今までがあなたが言われるように、この資料でいきますと、新田区が改正前も改正後も1.0としたときにね、両方とも1.0だと。そうしたときに、倍率としては岩堀区が9.40、改正後は3.632と、こういう状況になっていく。そうした点で格差を是正するという自身は私は了とする。ただ、あなた方の考え方は、こうした改正を通してパイを大きくしようという発想がないよね。同じパイの中で右のものを左にする、左のものを右にして、それでガラガラポンとやったらね、一緒でしたよと。そんなの矛盾ができるのは当たり前ですよ。ですから、あなた方の発想の中で区長報酬の総額、つまりパイを大きくするという発想はなかったんですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われましたように、今回はあくまでも格差是正というものを最大の目標に置いていたということでございます。それと、パイを大きくということで、トータルの総額を大きくという考えでございますが、今回の中ではとにかく現在の総額を下回らないということをお大前提に考えて、大きくということは考えておりませんでした。いずれにしても、幸田町の場合は今後もまだ人口も世帯数も伸びていくということが想定されているということでございますので、今後も総額についてはまだ伸びていくであろうというふうに見込んでおりますので、今回この改正においてパイを大きくという考えは今回は持っておりません。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、じゃあ、区長は条例上どこに位置づけられているのか。例規集でいけば執行機関ですよ。執行機関の組織の一つとして区長が設けられているといったときに、実態として区長の職務とは何ぞやといったら、いろいろあるけれども基本的には条例の中で位置づけられている執行機関の一員だよと。だから、区長さんは行政にとって極めて都合のいい手足になって、区長さんをちょっとよいしょしておいて、あれやってくれ、これやってくれって、あんたらは一生懸命押しつけてるわけだ。本来あなたがやらないといけない仕事を区長のほうに押しつけるという点からいったときに、なぜ発想的に変えてしまう。格差を縮小する。これは大いに結構だ。けども、それもフィフティ・フィフティだと。フィフティ・フィフティであくまでもパイの中だというのは私は矛盾があるし、今の答弁のように、この内容でフィフティ・フィフティの内容で今後10年間はいきますよという発想でいくと、そのフィフティ・フィフティでいくといったときに、比率の関係からいけば50対50だよと。基本割は50だよ、世帯割も50だよといっても、あなたが言われたように人口がふえてくるであろう、世帯数も

ふえてくるであろうといったときにはまた格差が出てきますよね。格差が出てきたときに10年間これで頑張ってくださいというね、極めて硬直してる。なぜそうなのかと。今回、何で10年も固定するのかと。それは状況を見てね、基本的には情勢は常に変化し発展をする。これが基本的な行政であろうと、どこの世界であろうとも原則なんだ。そういったときに、自治法も情勢適応の原則といったときに、なぜそうなのかと。今回パイを大きくしなかったら、そんな矛盾を内包するだけだと。なぜそういう発想をしなかったのかという、一番の原点はそこなんですよ。答弁を。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、区長さんのお仕事ということで、言われるように行政にかかわってやっていただいているという部分もたくさんあるということで、行政側からすれば私たちは本当にお世話になっているというふうに考えております。ですから、区長報酬について、これが安いか高いかという判断はいたしておりませんが、お世話になっているということで各区のほうでやはり格差があってはまずいというのだけを考えていたと。それから、もう一つ、先ほどの10年固定ということの説明させていただいたんですけれども、固定が原則ということではございません。これまでいろいろ変動してきたという中で大きな見直しをしてこなかったということで、今回抜本的な改正をさせていただくということで、多分10年ぐらいは改正しなくてもフィフティ・フィフティのままいくであろうと今推計をしているということでございまして、その時点でまた大幅な問題が発生すれば当然そのときは考えさせていただくということでございしますが、現在の見込みでいけば10年ぐらいはこのままずっとフィフティ・フィフティぐらいでいくであろうということで説明をさせていただいたということでございますので、固定するという考えではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私は、10年間固定の基本的な考え方はフィフティ・フィフティだよと。そうした中で、人口がふえてくる。ふえてきたときにはまた格差という面からいけばね、これはやっぱり生まれてくるであろうということをお願いしているわけです。そうしたときに、パイを大きくしないでどうやって対応するのかと。そういう点ではあなた方は本当に知恵もあるしね。知恵があるからどうやってくそ道をあけて、自分のところに矢が飛んでこないようにじっくり考えるかというのはね、極めてあなた方は賢いなというふうに思うわけです。それとあわせて、この議案の関係については担当のほうに資料を出してくれというふうには申し上げなかったわけだが、こういう考え方でまとめておいてくれよという話はしました。それは、いわゆる改正前と改正後、先ほど申し上げたようにいずれも新田区が1.00というふうにします。新も旧も一緒。改正前については、岩堀区が9.402で、次が鷺田区の8.513という形で改正前。改正後についても新田区が1.000という形で、それぞれ23区について改正前と改正後の関係を新田区をベースにしてどれだけの比率、倍率があるのかと。こういう点で、これは総務委員会に付託されてくるので、その内容で資料をつくっていただきたい。いいですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 全体のパイのお話でございますが、当然幸田町でも財源は限られた財源であるということでございます。区長の報酬については毎年ずっと伸び続けているということでございますので、決して軽んじているわけでもございませんので、今後も今から10年間はずっと伸び続けていくであろうというふうに思っているということで、今回につきましてはその総額の中で検討をとにかくさせていただいたということでございます。

それから、今議員がおっしゃられました資料につきましては、委員会までに出させていただきますたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 区長のほうにあらかじめこういう内容でああいう内容でとって、足かけ3年かかったという形で、ずっとやってこられたという点からいくと、私は十分な議論がされたのかどうなのかという問題と、もう一つは、御承知のように区長は1年交代が大半という中で、その前任の区長からどれだけ次の後任の区長に申し渡しがあったかどうかと。そんなのはわからないわけだ、各区によって全部違うわけだ。そういったときに、一定それぞれの年の区長に話をしましたので理解をいただきましたというのは横着者の発想と、横着者の仕事だということなんですよね。ですから、私は毎年ね、あなた方に区長報酬の格差縮小というものがあるとすれば、毎年新しい区長になったときには、前年まではこうだったけれども前年は前年として今年度はこういう形で議論をいただきたいよと、そういうことをおやりになりましたか。前年こうでしたからよろしくねという順送りできてると、新任の区長は、前任の区長がそう言われてそうかな、次に出てきて、いや、ちょっとまずいのではないかというのはね、こんなものは言えないと。こういう点からいくと、現状の内容をあなた方が行政区というものを一番使い勝手のいい組織にしながらも、実態としてつかんでない。町が言ってくればしょうがないなど。前任の区長が異議なしとは申しませんがね、前任の区長がいいと言ったやつを新任の区長が、おい、何だ、あんな前任の区長はなんてことは、これは言いにくいという点からいくと、私は複数年期間をかけてやるものについて、その対象者が毎年任期を迎えて交代をしていくという点からいけば、継続性がないわけだ。あなた方は継続性がある。しかし、選ばれた委員については継続性がないという点からいくと、これからもあることですから私は今回の関係を他山の石としてどう対応されるのか。答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、28年度の区長さんたちには何度かそういった会議を開いている御説明させていただいたと。現在の29年度の区長さんに関しましては、1回のみ説明しかしていないということもございます。今回この御議決をいただいた後には、また今年度の区長さんにもこの概要について改めて説明のほうをさせていただくとともに、新年度の区長さんにつきましても4月の区長会なりで御説明のほうをしっかりとさせていただこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それとあわせて、議案関係資料の14ページになります。一番上の識見を有する監査委員の報酬に係る類似自治体の状況について。これはこれで結構だと思うのですが、ただ類似自治体の議会に対する監査識見を有する監査委員の対応の問題。幸田町は9月の決算議会のみ。そして、決算特別委員会だけ。それに出席しかしてないという点からいったら、これはあなた方の担当なのか議会事務局の担当かはそれは別にしまして、それぞれの監査委員が議会に対する対応、いわゆる出席ですわ、出席はみんな違うんです。各定例会ごとに必ず出てくるということと、用があるときだけいらっしゃいといって出席を求める。幸田町はそういうことですよ。だから、そうした点で、ここに書いてある類似自治体の議会が具体的に監査委員の出席を求めている議会の内容、日数。これについては資料として出していただけますか。これも総務委員会にかかわってまいりますので、そこら辺もあわせて答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 識見監査の関係は企画部の所管ということで上程させていただいておりますが、今議会への出席状況ですね、ほかの市町の状況というのは聞き取りはしておりますが、なかなか情報的に整理されている段階ではないので、委員会までに提出できるかというのはちょっとはっきり言ってこの場では申し上げれない状況でございます。調べてみますがこの場でのお約束はできないということで、申しわけございませんがお願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なかなか口が重いというのか、あれですが。ただ、私の記憶でいけば、これは随分前だけれども、議会のほうに資料として提出をされた経過があると思う。まあ、10年前ぐらい、もっと前かな。そういうときに、監査委員の議会出席の関係で言ってみれば年に二、三回と。ただ、例月出納検査があるので、それはそれでまた別にしましても、おい、ちょっとおかしくはないかといって何か出された記憶はあるのですが、そういうことも含めてね、そう出し渋りしないで、なかなか教えてくれないといって嘆くのか、それとも議会事務局のほうからいろいろな相談しながら事務局が対応するのか、企画政策課が対応するかはともかくとして、そう押しつけなくてもいいじゃないかということ。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今御質問の件ですね、監査事務局と相談しながら努力はさせていただきますが、お約束できないということで申しわけございませんが、よろしく願います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第49号議案の質疑を行います。

3番、稲吉照夫君の質疑を許します。

3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） それでは、幸田町多世代交流施設に関するについてお聞きして

いきます。

先日、多世代交流施設の愛称が豊坂ほっと館と決まりましたという、昨日の新聞でも載っております。心温まる施設になってくるよう運用には心配をしっかりとお願いしたいと思います。また、近くを通りますと建設状況も建物の形がはっきりとわかるようになってきて、地域の皆様方にはますます期待を膨らませることだと思っております。その中で1つ質問させていただきます。

多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の5条(5)のところに就労に関することとありますが、以前の説明においては女性の起業、事業を起こすほうですね、支援を行うということで、平成32年度中までには2件の実績を目標としているということを言われておりました。そういった意味で、就労支援という表現ですと何かトーンダウンをしてしまったようなイメージを私は持ちましたが、なぜ創業支援だとかあるいは雇用創出支援事業だとか、やはり別のそういう起こす起業ですね、起業に対するそういったことの表現がなされなかったのかお聞きいたします。

○議長(杉浦あきら君) 住民こども部長。

○住民こども部長(都築幹浩君) 議員の御質問の就労支援ということでございます。地域再生計画の中にありましては、地域で子どもを育てる土壌をつくり、女性の子育てと仕事の両立、これがワークライフバランスということでございますけれども、その確保などを支援することということで、この多世代交流施設の建設に当たりましては、幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき作成をいたしました地域再生計画というものがございます。その中にも女性による起業件数というものが目標に定められております。平成33年度までに2件の目標ということでございますけれども、この目標以外にほかにも目標がございまして、子育て女性の就業者におきます目標、それから第3子を育て育む世帯をふやすという大きな目標がございまして、この中で、この条例にうたいますのはピンポイントで起業と、もしくは創業というようなものに限定をしてしまいますと非常に苦しいわけがございまして、総合戦略等に載っております目標を総じていいますと、起業それから就労というものを含めた意味で就労支援ということで設定をしております。先ほど来議員がおっしゃいました平成32年までに2件の起業ということ、これにつきましては平成33年までに2件でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(杉浦あきら君) 3番、稲吉君。

○3番(稲吉照夫君) よくわかりました。いずれにしても、こういった女性の就労の機会をふやす、あるいはそういった起業をふやす、大事なことだと思います。地方創生拠点整備交付金の交付事業対象になっているわけですので、その辺をしっかりとフォローしていただきたいと思っております。

そこで、就労支援等のそういった事業については当然中でいろいろとあるかと思うのですが、どの部署が担当されてどういうふうになっていくのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長(杉浦あきら君) 住民こども部長。

○住民こども部長(都築幹浩君) 御質問の支援事業の体制はということでございます。こ

の多世代交流施設につきましては、住民こども部こども課が所管で担当をさせていただいております。ということによりますと、事業の主体といたしましてはやはりこども課でございます。ただ、こういった起業ですとか就労支援ということになりますと、こども課につきましても専門外ということもございます。総合戦略としましての所管課でございます企業立地課、もしくは就労ですとか産業振興ということに関しましては所管課でございます産業振興課、それからこういった関係での企画、調整という意味を申しますと企画政策課なども、我々としては取り込んだ形で起業、就労支援の体制としたいと考えております。具体的には、今のところ計画等は決まっております。今後こういった部門との調整をとりながら、例えば起業セミナーですとか、就職相談会ですとか、こういったものを開催をして、女性の就労等の数字を確実に上げていくようなことを業務としたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） この事業も今年度、最終的には8月の臨時会で承認を受けて始まった事業で、急遽動いているわけで非常に厳しいかと思うんですけども、あと会館オープンまでは3カ月強しかないわけで、その中でやはりこういったものをうたってる以上は、開館したときにどういう内容で皆さんにそういったことをやるのか、伝えるのか。今お聞きしますと、まだ具体的計画はできていないという話ですけども、日にちが非常に迫っているわけですし、そういった意味において今後のスケジュール的にはどうするのか。やはり、オープンして全然知らんでは、オープンしたときにはこういうこともやりますよというようなPRは当然されるべきだと思いますので、その辺の中身はどういう考えをお持ちかお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 今後におきますPRということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、現在のところでは計画が決まっております。8月の臨時議会以降、9月から建設も始まり、今現在で申し上げますと、若干棟上げ等がおくれた関係で建設のほうもおくれがあるわけでございますけれども、この12月、1月をもちまして計画どおり追いつく予定ということになってございます。そういった中では、愛称につきましても決まりまして、ホームページそれから今度1月の広報等にも改めてお名前の発表をさせていただくと、PRをさせていただくということでございます。あわせて、建設の完了を目指しまして開所式なりこういったものを計画をさせていただくと。開所後に当たりましては、ブランクのあかないように事業を進めてまいりたいということでございます。現段階ではこういった形でのお話しかできませんけれども、関係課と調整をしながら計画につきましては立案をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉君。

○3番（稲吉照夫君） いずれにしてもこれからという話で、これ以上質問してもあれですので、いずれにしても今申し上げましたように、4月1日オープンの時点では何らかの形でこんなことをやりますよということをできれば、今セミナー等の問題の話も出ましたけれども、やはりセミナーをやるにはいろいろな条件、先生を呼んでくる、ある

いは講師の方々でもどういった目的でどういう形の目標を置くのか、その辺のところもありますので、早急に決めていただいて、やはり、スタートしたらいつ第1回のセミナーをやるよ、こういう中身になりますよ、どういう目的でこういうことをやりますというのをしっかりとうたっていただけるように準備をお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 担当課といたしましては、ない知恵を絞りながら計画を立案してまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 3番、稲吉照夫君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 多世代交流施設という名の児童館の建設であります。今回は多世代交流施設ということで設置と管理に関する条例の制定でありますけれども、しかしながら、これは児童館と同じ体制で行っていくというような内容に理解をしてよろしいかどうかお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 公の施設といたしましての名称につきましては多世代交流施設ということでございます。運営といいますか、中身につきましては、児童館としての機能を含めた老若男女といいますか、広い世代の方々が交流できる施設ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そういう考え方のもとに今回の管理体制を定めるわけではありますが、その中で現在の児童館の体制と同じ内容で行っていくのかというその部分と、それから先ほどの稲吉議員からありましたように、これは女性の就業支援、こういうものも盛り込んだ中での地方再生計画の中で位置づけられている部分も加えながら、新しい施設として広く利用を進めていく、こういう中で行われるわけがあります。そうした点におきまして、この開館時間、これについてお聞きをするわけではありますが、開館時間とこの管理体制についてまたお聞きをします。

また、業務の内容で定められてあるわけではありますが、この中で利用の制限ということがあるわけではありますが、これはどういう内容になっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） この施設の管理体制ということで御質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、児童館としての機能を含めということでございます。町

内にごございます横落児童館、幸田児童館、深溝児童館、こちらの3館につきましてはそれぞれの施設に4名の職員、再任用であったり嘱託職員であったりという形で配置をさせていただいております。開館時間につきましては午前10時から夕方の5時までということでございます。閉館日につきましては月曜日それから祝日の翌日及び年末年始という形をとっております。この多世代交流施設につきましても、開館時間等につきましては同じ運用をしてみたいというふうに考えております。

それから、職員の配置ということでございますけれども、同じく4名の配置を考えております。これにつきましては、先ほど来申し上げました起業・就業支援という形での業務もあるわけでございますけれども、こちらにつきましてはこの配置をされました4名の職員が担うものではなく、それぞれそこに派遣といいますか、招待といいますか、人を招いて事業のほうを実施をしてみたいということでございます。

それから、施設の利用の制限ということでございます。基本的には皆様も御存じのとおり児童館としての利用が基本という形になってまいりますので、条例を定めさせていただく中でお決まりの文句ということになろうかと思っておりますけれども、公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの。それから、交流施設の施設、設備等を毀損するおそれがあるもの。それから、営利を目的とするもの。こういったものを行わないようにという形で制限をさせていただくというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 児童館にプラスして女性の就業支援ということで新たな児童館の開設でございますけれども、やはり多くの人たちが期待をする施設になるわけでありませう。そうした点におきまして、私は今回のこの多世代交流施設がより広く利用する、そのためには従来型の児童館の体制ではいけないというふうに思うわけでありませう。そうした点におきまして、やはり開館時間も長くしながら、なおかつ正規職員の配置をしていくということで、そうした体制づくりにしていくべきではなかろうか。そして、また同時に前々からある児童館においても、やはりこの体制としてやっていく、充実をしていくということで、まず手始めにこの多世代交流施設の職員配置については、正規職員の配置をしながら利用しやすい施設にすべきではないかというふうに思うわけでありませう。その点について、この考えに立つおつもりがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 多世代交流施設におきます職員配置等につきましては、当面と申し上げますか、基本的には児童館と同様の扱いということで職員4名と。これらにつきましては再任用であったり嘱託であったりということで考えております。正規職員ということに関しましては、今後という形になりますけれども、人事部局との調整をさせていただきたいということで考えております。

それから、事業を実施するもしくは多世代ということによりまして開館時間等の調整ということになろうかと思っておりますけれども、当面開館をいたしますと10時からの開館ということでございます。ここのうたい文句でもあります多世代ということで、御近所のお年を召された方々が朝寄って、お茶を飲みながらくつろがれるというようなことも想定をしますと、時間につきましては多少広げたほうがいいのかということも考えてい

るわけでございますけれども、とりあえず開館しましたら10時でスタートをさせていただいて、当面様子を見ながら後々考えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 児童館ということで運営をしていく、そうした点からすると、例えば子どもたちが学校休業日というふうになりますと、やはり児童館に行って友達と遊ぼうとかかそういうようなことにもなりますと、やはり開館が10時では遅いという声もあるわけですね。例えば、就学前の子どもを連れてお母さんたちが利用するとなるとやはりもう少し早いほうがいいなという、そういう声も聞かれるわけでありまして。そういう点におきまして、この施設におきましては9時からということでやっぱり時間を早めながら、ほかの行政区のほうからも多数町内からどこのところに行っても通えるというようなことで施設の利用を広げるといふ、利用者をふやしていこうという、そういう考え方に立つならば開館時間が10時から5時では遅いのではないかというふうに思いますし、また充実を求めていくなれば、やはりこれは正規職員を配置をしながら運営をしていく、この立場に立つべきだというふうに思うわけでありまして。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員から頂戴をいたしました開館時間ということでございます。学校等の休業に対応するために開館もしくは開館時間を調整するよというところでございますけれども、ちょっと年度につきましてはわかりませんが、以前学校等が運動会ですとか発表会ですとか、こういったものによります月曜休業、こういったものがあつたときに月曜日の開館ということを実施した経緯がどうもあるようでございます。そのときには、こちら側の周知等の対応ということもあつたのかもしれませんが、利用者がなかつたということもございまして、今回の開館時間につきましては原則どおり10時から5時の月曜日を休館とする形での対応とさせていただいております。過去とは違ひまして今では児童クラブ等もありまして、また昨今の時代児童館というものが町内だけでなく外からもいろいろな方がお見えになるということもございまして、そういった意味から考えますと、今後につきましては対応時間につきましては検討させていただくということもあろうかと思ひます。また、職員につきましても、囑託等がいいというふうに思っているわけではございません。これにつきましても、こちら側のいろいろ職員配置等の都合もございまして、我々といたしましては、人事当局と検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 大須賀町長になって初めての児童館の建設であります。過去の児童館におきましては、これはもう30年以上も前の施設を専用施設として、児童館として運営をされているわけでありまして、やはり人口もふえ、また子どもたちの遊ぶいろいろなことも変わってきております。そういう情勢に応じて、やはり子どもたちが集う施設というふうになりますと児童クラブ、これは働いている家庭の子どもたちが通っている。ところが、昼間お母さんが働いていないとそういう児童クラブは利用できない子どもたちも8割はいるわけでありまして。そういう子どもたちがどこを利用したらいいの

かとなったら、やっぱりこうした全てを受け入れる児童館がその役割を果たしていくわけでございますので、そういう点からすれば、せっかく新しい児童館が立つということでもありますので、正規職員を配置しながら、そして利用時間も長く利用できるという、そういうほっと館という名のおりほっと館になるような施設にすべきだというふうに思いますので、ぜひ新年度からその体制づくりを私は求めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。その後ということではなくて、新年度からということでお願ひしたいなと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員からいただきました御意見を参考に、今後の事業運営に生かしてまいりたいと思っております。といたしまして、現段階では申しわけございません、開館時間につきましては10時から5時ということで、原則お願ひをしたいというふうに思っております。お願ひします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この49号議案につきましても、47号議案にしましても、結局施行日はいつか、条例の制定日はいつなのか。見えてこないな。ましてやこれについては公布の日から6カ月を超えない範囲で規則へ対応しますよと。こういう発想でいくと、この施設、多世代交流という形の中の施設というのはいつなのかと。こういうのが出てくるやんね。議会には公布の日からだよと、必要な規則は条例の制定後6カ月以内だよと。ちょっと横着じゃないか。自分たちが進めている事業や事務がこういう形で議会に出してきて、あとは私たちの胸先三寸で仕事を進めますので、よろしく御理解くださいよと。こういうことじゃないですか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 条例制定もしくは公布の日というお問い合わせでございます。こちらに関しましては、我々も当初は4月1日とうたう予定でございました。いろいろと庁内で調整をした結果でございますけれども、施設の建設等に当たっては、不慮の事故、災害ですとかそういったことを想定した場合に、限定を当初はしないほうがいだろうということになりまして、とりあえずは公布の日から起算して6カ月ということで範囲を持たせたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 不慮の事故だ、あるいはいろいろなことで期限を限定せずだと。じゃあ、あなた方はどういう発注の仕方をしているの、工事の。工事には竣工日というのが定めて請負をかけてるでしょ。業者が受けたら、ああ、あなたの気分、感情でいつでもいいですよと。まあ、安全第一でやってくれよと。竣工日、こういうものを定めてないのかね。いや、あれもあります、これもあります、安全第一でやります、そんなことは当たり前でしょ。当たりのことでありながら、期日の限定はしないというのはどういう発注の仕方をしているの。どういう仕事をやっているんだ。ひーくれはらへりか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 契約に当たりましては、契約期間、こういったものをきちんと定めてございます。といいましても、自然災害等はいつ発生をするかわからないわけでございまして、この契約期間を超える場合というものも想定をされるわけです。交付金等をいただいておりますので、事業年度内の完了というのは、これは当然であるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり不慮ということ、予測不能ということでございますので、こういったことに備えるための起算をして6カ月を超えない範囲内ということでございます。我々の頭の中では、あくまでも4月1日を想定しているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 自然災害が想定、そんなのどんな場合でもあるでしょ。年がら年中どこで災害が起きるかわからないと。風水害は一定気象状況があると。地震なんか想定できるわけないでしょうが。そういうのはへ理屈は理屈というんだ。だから、業者と契約を結んで型どおりのことはやっておりますけれども、想定外、自然災害がいつ起きるかわからないからね、転ばぬ先のつえで手だてしておりますよと。それは便法というやつだ。自分のくそ道、逃げ道をどうするのかということだけ知恵を回して、議会の議決がなければ予算の執行も事業の執行も事務の執行もできない。議会の議決がなかったらできないやつをどうにでもとれるような公布の日からだ。条例施行の6カ月以内には規則をつくりますよと。議会というのを何と考えているんだ。議会はみんなついて回れでね、ああ、結構結構、ああ、すばらしいと言ってね、そういう手合いが多いことは間違いない。だが、しかし、議会の議決がなければ、びた一文、予算も事務事業も進められないよ。そうしたときに、なぜやって期日を決めないのかといたら、いや、自然災害がありますよと。業者にはきちんと期日を決めた契約をしておりますよ。しかし、議会のほうには、いや、自然災害は想定できませんのでと。そんなことは当たり前だ。そういうへ理屈は理屈を並べ立てて、議会というものを軽んずるとというのが、あなたを初め全体の中にしみついているわけだ。私はそんな答弁は容認しない。想定できないことを想定しろなんてことは言ってないわ。なぜきちんとやれないのか、なぜやろうとしないのか。明確に答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 先ほど来申し上げておりますとおり、公布の日から起算をして6カ月を超えない範囲ということでございます。我々の中では、規則によりまして4月1日としたいという予定しております。あくまでも不慮ということでございまして、この4月1日の施行日につきましては、条例でうたいますと議会にお諮りをしないといけないということもありまして、工事の完了それから施行日という間隔等を鑑みますと間に合わないのではないかとということも想定されます。したがって、条例におきましては公布の日からという形で、規則によりまして4月1日とさせていただくということでございます。決して議会等を軽んじているということではございませんので、よろしくお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この施行期日、この条例は二本立てになっているんだな。条例の施

行日はいつなのか、公布の日はいつなのか。その条例が公布をされて、6カ月を超えない範囲で規則で定める。あなた、一緒くたにやってるやんか。私が申し上げたのは、条例はいつなのか。いや、条例は、それは不測の事態がありますよ、不慮の事故がありますよ、天変地変がありますよと。そんなことを言ったら何もできないわ。そうでしょ。この条例は公布の日から、じゃあ公布はいつなのかと。これは天変地変がありますよ、一応4月1日は予定しておりますよ。その条例の中で6カ月以内で規則は定めます。こういう二本立ての話をお前は理解して答弁しているか。ごちゃまぜにした答弁じゃない。整理して答弁してくれ。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） この条例におきましては、この議会におきまして可決をいただける予定と考えております。したがって、その可決後公布ということになりますので、年内もしくは年明け早々の公布日という形になろうかと考えております。そこから計算をいたしまして6カ月を超えない範囲内ということで、12月の末ぐらいから考えますと6月の末あたりまでということではございますけれども、その中に4月1日が入っているということで、規則によりまして4月1日をうたわせていただくという予定でおります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、1つは、この条例はいつ公布をするのかと。そうしたら、議会の議決後だ、そんなの当たり前のことです。結局、議会の議決後なんてことは一言も書いてないわけだよな。それは、あなたがここで勝手に思いつきで答弁してるなど。こういうふうに指摘をされても仕方がないわけだな。何もあらへんわ、公布の日からだ。公布の日から6カ月を超えない範囲で規則はやりますよという、まさに使い勝手がよすぎるわ。こういう条例を議会に出して、いや、議会の議決は尊重しておりますよなんていうね。そういうのを便法というんだ。都合のいいときだけ議会を出して、都合のいいときだけ条例を出して、都合のいいときだけ6カ月を超えない範囲でとこう言います。だから、あなた方は、どうにでもできるようにそ道だらけの条例をつくる。こういう内容ですよと、この条例そのものはねということ。これはこれで後ほど答弁がいただきたい。

それから、第4条、交流施設に必要な職員を置くと。先ほどちょっと議論がありましたが、必要な職員とは何なのか、何人必要とするのか、その職務の内容はどうなのかというのは、これはきちんと説明をする義務があるというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは条例及び規則に関しましてでございます。公布の日というものにつきましては議決後ということで、これにつきましてはこれまでどおりといたしますか、通常で考えれば議会終了後、議決をいただいた後ということで考えております。それから、起算をいたしまして6カ月を超えない範囲ということであらうかと考えていただけたらと思いますけれども、こちらにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり万が一ということも想定をさせていただいて、6カ月ということで想定を

させていただいております。あくまでも規則の中では、30年の4月1日をうたわせていただくという予定でおります。決してその場しのぎ等で書かせていただいたものではございません。

それから、第4条におきます必要な職員数、勤務内容ということでございますけれども、職員数につきましては、これまでの児童館等と同様に4名で交代勤務を考えております。実際のところ多世代ということで、管轄するものといえますか、事務もふえるかと思っておりますので、そういった場合にはここに配置をしました職員等と調整をしながら、今後につきましては増員ということも検討しなければならないということは考えております。開館当初におきます4名の配置ということで考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 必要な職員数や職務の内容と。職員数はお聞きをしました。職務の内容はどうなんですか。4名の職員ですと、交代制でやりますよということですが、ほかの児童館3館ありますが、それを取り上げてほかの施設と同様の4名で交代制で職員を配置しますよと。ほかの施設はみんな、児童館さうろうですよ。今回これは多世代だと。多世代だよといったときに、じゃあ、その人たちへの負荷の問題はどうなのか。同じほかの3施設の職員の負荷の問題と多世代という形できたときには、周りの人たちいらっしやい、いらっしやいと、これはやってもらうのは当然ですよ。いい施設ですからここでどうぞ交流してくださいよといったときに、じゃあ、ここに置かれている職員の数が4名で、ほかの施設と一緒にじゃないかと。ということなら、ほかの施設と同じ職務内容だよと、多世代できてもそんなことは私たちは範疇じゃないと、こういうことになるわけだ。そこら辺はどう対応されるのか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 職員4名ということで、この施設におきます業務内容ということでございますけれども、まずは児童館機能としましての子供への遊びの指導等それから子育て支援に関する事、多世代交流施設でございますので地域の交流に関する事、それから就労支援ということで御説明をさせていただいております。就労支援に関しましては、特にこういった児童厚生員という方々、もしくはここに配置をします職員の方々につきましては専門外ということもありますので、外部から入ってくるということになるわけでございます。施設の業務としましては先ほど申し上げたとおりということになりますけれども、職員の業務内容につきましては、子供への遊びの指導ですか、こういった児童館機能としての業務が中心となってまいります。その上でスタートして、どの程度の負荷がかかるかということもまだ未知数でございますので、開館当初から職員等とはいろいろと打ち合わせ等をしてしながら、増員が必要なのかどうかということにつきましては検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁の中で気になるのは、既存の3館の児童館と同一ですよ。ただ、多世代交流だよといったときに、それはその対象外と言っはいけないけれども、児童館の対象外の人たちが、地域の多世代の方が来たら、あなた方は勝手にやってくれよと。名前だけがひとり歩きになる。文章あっても意味不明と、言葉あっても内容がさ

っぱり見えてこない。多世代交流だと言うならば、多世代交流にふさわしい体制。いや、4名で既設の児童館との格差はございませんよと言っておきながら多世代交流だよと。それは状況を見てからだ。状況を見なくても多世代とってうたっているわけでしょう。いらっしやい、いらっしやいと。いらっしやいで寄ってきたら、あんたら来たんだったら勝手に遊んでいけばいいじゃないか、交流すればいいじゃないかと。こういう発想でしょう。そうでなければ、仕事があれへん。4人の人たちは、ほかの児童館と同一の職務をしますよと。多世代交流というのは人寄せパンダで、人が来てくれることを願って名前をつけたけれども、そんなのはお世話せえへんよと。こういう理解でよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 多世代交流施設という名前のとおり、多くの世代の方々が集まってくる、集う場所ということでございます。基本的には児童館機能というものを持っているわけございまして、職員といたしましては児童館機能につきまして専門的な指導等をしなが、4名という配置で考えております。多世代ということですので、これよりも業務がふえる、確かにそうではございますけれども、当面はこの4名に若干負荷がかかるのかもしれませんが対応をしていただくと。それによりまして、ここに集う方々が、基本的にはお年を召された方々のお茶飲み場、会話の場ということ想定しておりますので、4名にて対応をしていただいて、負荷がかかるようであれば増員について検討をさせていただくということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回の多世代交流施設の愛称が決まりました。これは町のホームページ等でも公表をされているところでございます。12月2日だったというふうに思うのですが、町のホームページのほうで私も読ませていただきました。決定に至った背景とか周知方法などもわかりました。応募件数は68件ということでございましたが、そのほかにどのような内容の愛称の応募があったのかお聞かせをいただきたいと思いません。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 多世代交流施設におきましては、愛称につきまして「豊坂ほっと館」ということで決定をさせていただきました。このお名前につきましては、豊坂小学校5年生の大須賀みのりさんの命名ということでございます。命名の理由につきましては、いろいろな世代の人が親しみやすくほっとできる場所、心温まるほっとな多世代交流施設になるといいなと思ったからということでございます。この命名の裏話でございますけれども、お家で御家族の方とお話をされた中で、「みんながほっとかん」という意味も含まれているということをお聞かしております。

この応募につきましては68件でございます。10月2日から10月31日まで応募期間を設定いたしまして、役場、児童館、それから小学校という形で、小学校につきましては豊坂小学校でございますけれども応募箱を設置させていただきました、のべ50の応募をいただきました。それからはがきが4通、メールが10通、ファクスが1通、

窓口においての応募が3件という合計68件ということでございます。ちなみにでございますけれども、この応募のホームページをごらんになられた方々の数というのが612、12月1日からお名前等の公表をさせていただきました。きょうの朝、現在でございますけれども、この発表のページをごらんになられた方が200件を超えているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今回の部長の説明は大体わかったわけですが、そのほかに違った、ほっと館ではない違った応募があったかどうかというのをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 大変申しわけございません。そのほかということで申し上げますと、名称にエコたんというものがついたもの、それから豊坂交流センターですか、みんなの何々、幸田の何々という形でのお名前が幾つかございました。幸田のキャラクターでもございますエコたんというものもあったわけでございますが、この愛称を決定する委員会の中では、やはり地名の豊坂というものをつけた親しみやすいお名前ということで「豊坂ほっと館」という形で決定をさせていただきました。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） わかりました。エコたんとか交流センターとかみんなの云々というのがあったということでございますが、これが決まったということでこの愛称で使っていていただきたいなというふうに思うわけでございます。また、ホームページには12月8日の表彰式というのか、感謝状ですとかね、これを町長が送られたということも出ておりましたので、この件についてはよくわかりました。また、豊坂の小学校の子供たちがたくさん応募してくれたということで親しみを持っている、本当にこれから大切にしたいという思いもあふれてきたのではないかなというふうに思います。

それから、次に、第5条にあります業務についてでございます。これは先ほど稲吉議員からの質問もありましたが、第5号に就労支援に関することというふうにございました。以前の協議会では、稲吉議員も言われましたが、女性の子育てと仕事の両立を支援するなどということで説明をされていたわけでございますが、条例では女性云々という記述が一切これにはございません。先ほどの部長の答弁からいいますと、女性ということで限定すると厳しいこともあるということをおっしゃられたというふうに私はここに書いてあるわけでございますが、限定すると厳しいというのは何が厳しくて言われたのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） この施設の建設に当たりましては、交付金等の申請におきまして地域再生計画なるものをつくったわけでございます。その中には女性による起業と、それから子育て女性という言葉が出ているわけでございます。そういった意味から、基本的には女性というものを置いてございます。しかしながら、現在の御時世でございます。男女雇用機会均等法ですとか、女性、男性限定をしたものにつきましてはどうか御意見等が寄せられるということもございまして、女性ということをお出し

ながらも女性という言葉が若干気遣うという意味で、そういう表現をさせていただきました。しかしながら、目標の中にはあくまでも女性というものが残っておりますので、中心的には女性ということで、第3子を産み育てる環境づくりということから考えますと、女性の起業・就労ということに重点を置いてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今言われました男女雇用機会均等法ですけれども、もし、例えば男性が子育てをしている、子育ての中でいろいろな相談もしたい、子育てしてるので就職もできなかった、就職の場所もないという、そういうものの例えば相談ができるのかということです。例えば、女性を前面に出しながら、男性、女性、また若者、年齢でいいますと若者たちもいろいろな悩みがあったときにそれを相談していいのかどうか。その辺のことについては大きな門扉が開かれているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） この施設におきます起業セミナーですとか、就職に関する事業ということでございますけれども、実際にこの中でそういった就職に関する相談ですとか、こういったものができるかどうか。できなくはないと思うわけでございますけれども、いかんせん今のところ事業の計画がまだ立っていない状況でございますので、回答としましては断言はできないわけでございますけれども、女性を中心に男性を含めた形でも、起業もしくは就労という形で向けた相談等ができればいいなというふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） この条例の中では性別はうたっていないわけでございますので、もし計画等を進めるときには、その辺の門扉も開いていってもいいのかなというふうに思っているところでございます。本当に子供の子育てをしているので働きたくても働けないというのは女性が大半かというふうに思うわけでありますが、男性でもないわけではないのかなというふうに思いますので、その辺もよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、この女性の起業の対象の年齢というのは別に考えていないのでしょうか。例えば高齢の方で出産をされた、それで働く場所がない、子供を預けながら起業を起したい、そういう方たちも含まれるということで、年齢の制限というのはここでは考えていないのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） まずは1点目の女性に限定せずということでございますけれども、これにつきましては内容等幅広く検討をしてみたいというふうに思います。

それから、年齢ということでございますけれども、この戦略それから計画の中でも女性による、もしくは子育て女性ということであたいがあるのみで、年齢につきましては幾つという規定はございません。高齢出産をされた方でもいろいろな意味でこういった

起業なり就労なりということをお見えになれば、そういった方々でも全く問題はないというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この事業ですが、地方創生としての目指す将来像というのが決められているかというふうに思います。子育ての女性の就業者の人数だとか、また女性による起業件数、これは先ほど言われた33年に2件ということでございます。そのほかにも第3子がいる世帯の目標だとか、そういうのが一応は決められているのかなというふうに思うわけですが、これに向かって着実に進んでいかれるように希望するところでございますが、この辺については来年度からスタートですのでまだまだ到達点までの計画はこれからということですが、きちんとした計画を立てながら目標を達成していただきたいというふうに思うわけですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 幸田町まち・ひと・しごと総合戦略に基づき作成をいたしました地域再生計画、こういった中では、先ほど申し上げております女性による起業件数、こちらが33年度で2件、子育て女性の就業者数というものにつきましては、29年度で、想定でございます3,400、これを33年度におきましては3,700、それから第3子を持ちます世帯数につきましては、29年度890から33年度で940という数字で大きく見込みを立てております。こういったものへの到達を目指して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第50号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この50号議案の説明で町長は、地域の自主性と自立性を図るためなんだ、こういう趣旨の説明がございました。この内容からいけば、議案関係資料の17ページにございますけれども、いわゆる受給資格等の確認時に必要としている支給認定証の提示手続だよということがあるわけですが、ここで言うところのいわゆる認定だということですが、認定外についてどういうふうな形で、認可外保育の関係についてはどういう対応をされるのかと。特に子育て支援というような形の中で、安倍総理は保育園の無償化という形を公約といいますか、非常に自分を売り出すために使用をしている

わけですが、そういう認定外の関係についてはどういう対応をされるのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 議員がお尋ねの認定外保育施設につきます対応ということでございますけれども、認定外の保育施設につきましては、入園希望につきましては直接施設とすることとなっております。そのためこういった認定証、もしくは認定につきましては対象となっております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 対象じゃないよと切って捨てるわけですが、それはそれとしましてね、幸田町の中の認定外のこういう施設については具体的にどういうふうな形で見つかまえておられるのか。いわゆるここで言うところの特定保育や保育施設という形の中での答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） 町内におきます認定外の保育施設ということでございますけれども、こちらのほうといたしまして把握しておりますのは5カ所ほどということになっております。まずお名前を申し上げますとももの木保育園、こちらにつきましては現在のところ在園児数が42名お見えになるということでございます。それから、続きましてたちまちハウス幸田、こちらにつきましては、こちらは菱池でございます。在園児童数につきましては17名ほどということで、現在は0から3歳児のみということだそうです。続きまして、岡田病院の院内保育園でございます。こちらは在園児が17名ほどということで聞いております。続きまして、セビリア美容室でございます。こちらは美容室といたしまして一時預かりという形で実施をされているということで、定員が2名ということになってございます。続きまして、5カ所目でございます託児ルームかぜのこ、こちらにつきましても同じく一時預かりということで、定員は3名ということで、以上5カ所についてはこちらとしましては把握をしているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 5カ所でいきますと、ざっといって80名近くになりますかね、80名弱ですが、そういう人たちが今回の関係からいけば認定外だよと。認定外だから対象にはしませんよということですが、条例上の問題も含めてそうですが、そうしたときに、今政府や安倍首相が盛んにわっと言っているときに、認定というこれは一つの線の引き方としてはそれはあるだろうと。じゃあ、幸田町として認定外の5施設についての対応についてはどういうふうにお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） これにつきましては認定外ということでございます。認定等を得ていただければ、こういった手続としてこちらも対応をさせていただくということでございます。あくまでも制度上の問題ということではございますけれども、認定保育園に移行していただければという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

- 14番（伊藤宗次君） それはないぞ。そういう答弁はないよ。現在5施設が認定外だと。認定をすればいいじゃないかというのは勝手な判断ですよ、あなたのね。要は、認定が欲しかったら、いろいろな優遇措置があるからやりなさいよと、何で認定外なんだと。これはあなたの勝手でしょと、こういうあなたの考え方だ。認定に至らないあるいは認定という形ではなくて、みずからが認定外という形の中で施設の運営をし、子供がざっと80名だといったときに、そういう施設にあなた方はどうするのかというのが私の質問ですよ。その質問に切り返しをしてきているわけだ。認定申請すればいいじゃないかという、そういう答弁があるか。認定外のこれらの施設については、あなた方はどう対応するのか。これが私の質問であります。どうされる。
- 議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。
- 住民こども部長（都築幹浩君） あくまでも制度上の問題ということになろうかと思いませんけれども、施設に対しましては認可を受けられない施設として存在をされておられるわけで、それにつきましては、認可を得られるには施設の整備ですとかいろいろな諸条件があるわけでごさいますして、そういったものをできないのか、してみえないのかというところは選択の自由というものあろうかと思えます。あくまでも認可を得られた場合については、町としましてはこういった条例によりまして対応させていただくわけでごさいますけれども、認可を得られていない保育園につきましても全く無視をするわけではございませんので、よろしくお願ひします。
- 議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） あなたの理解力を疑うわ。私は認定されていない、あるいは認定の手続をとっていないこれらの施設や子供たちに対してどうするんだと。手続をすればいいじゃないかと。そんな答弁があるか。あなたの答弁を受けて、認定をされていない施設や子供に対してどう対応するのかと。これが質問の趣旨ですよ。それが理解できないのか、理解が及ばないのか。町長は、冒頭あなたが挙げた認定外の保育園については足しげく通っているとは申しません。しかし、一定数園児がいるということについては一定理解をされているわけですよ。そういう上で、この認定外の施設や子供たちにはどう対応するのかと。いや、そういう施策はございません、知恵がありませんなら、それでいいです。切り返しをするな。
- 議長（杉浦あきら君） 町長。
- 町長（大須賀一誠君） この件につきましては、例えばももの木保育園につきましても認定保育園にしたいということで、今NPO法人で努力されております。それは、建物の中の改築とかいろいろ基準的なものもございまして、認定をとることによって補助だとかいろいろないあれができるということで考えておられますので、ほかの小さなところにおきましても今後ですね。それから、リトルラビットにおきましても認定をとっていただきまして、今回、町でやっております。あそこも二、三十名ぐらいしかいかな。小さなところなんですけれども、そのように対応されておりますので、今後におきましては、認定されていないところにおきましてもどういう形でやればいいのかというのと、補助といいますか話をしながら、衛生面だとかいろいろな基準的な問題もございまして、それも含めて対応させていただこうというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、認定に至らない、あるいは非認定と、こういう認定外施設について、その経営者等がわしのところはいいよというところがあるかどうか。必ずしも私は認定をとると、一番いいけれどもそれはハードルが高いという中で、現状の中でよしとしながら現実には80名近くの子供たちが5つの施設の中で保育されている。この現状の中で、町長の答弁も部長の答弁もこっちへおいでと誘いをしている。こっちへおいでよはいいけれども、こっちに来なかった、現実には来ていない。来てないときに来ない人たちに対して、あなたの選択だからしょうがないでしょうと、自業自得でしょうよ、こういうことの対応で理解してよろしいかどうか。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） この件に関しましては制度上の問題はあるものの、町としましての対応につきましては、全ての子供に対しまして差別はございませんので、こういった現在のところは認可外の施設ということになりますけれども、認可を受けたい、もしくはこちらから認可を受けるにはという形での指導・助言等はさせていただいているという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに理解力というかね、本人たちあるいはその施設の側として、認可を受けたいという意思があるかどうかは私は知りません。しかし、現にそういう状況に置かれているときに、5つの施設で80名余りの子供たちが保育をされておりますよ。じゃあ、その現状を踏まえて町としては何をするのかといたら、こっちいらっしゃい、こっちいらっしゃいでしょ。そういう対応だということは、何もしないよと、見て見ぬふりをしてるよと。これが認可外保育施設への対応の町の態度であり方針だと、こういう理解ですよ。よろしいですね。

○議長（杉浦あきら君） 住民こども部長。

○住民こども部長（都築幹浩君） こういった施設につきましては、いろいろな教室ですとか調理室といいますか給食室ですとか、こういった施設としましての整備、こういった問題もあるわけございまして、本町としましては、こういった施設もしくはここに通う子供たちを放ったらかしにしているというわけではなく。

○14番（伊藤宗次君） 現実に放ったらかしてるじゃないか。

○住民こども部長（都築幹浩君） いやいやいや。

○14番（伊藤宗次君） じゃあ、何をするの。

○住民こども部長（都築幹浩君） 制度上仕方ない部分は残るということではありますけれども、本町としましては差別なく取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、所得税法の一部改正によって、控除対象配偶者、これが定

義変更することに伴っての条例改正でありますけれども、これが控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更する、そのことによってどのように変わるのか説明がいただきたいというふうに思います。また、この改正によることによって不利益とならないのかどうか、お答えしていただきたいなと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから今回上程させていただきました幸田町母子家庭等医療費支給に関する条例に関する御質問をいただいたところでございます。今回、その条例の中にございます表記を変えるということでございますが、今回の改正は所得税法第2条第1項第33号の用語の定義変更にあわせて、現行の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を変更するものであるということでございまして、名称を変更することにより条例における内容を変えていくという考え方ではないということでございますので、実質条例における運用は名称は変えますけれども、条例自体の運用を変えるものではございませんので、変えることにより不利益というものも生じないというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでしたら、なぜわざわざ同一生計配偶者ということに変更したのか。それについて説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） これはあくまで上位法におけます用語の定義の変更ということでございます。現在、改正前の条例におきまして、適用を受けます申請の方の配偶者に関しましては、特に定義上の所得要件は設けていないということでございます。実際運用においてはあるわけなんですけれども、ないということでもありますので、実際控除対象配偶者のままでやりますと、この用語におきましては合計所得が1,000万円以下の居住者のみが用語の定義の中になって変わってしまいますので、条例上の取り扱いを変えないという意味でこの名称を変えるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、不利益も生じないし、何ら今までと変わらない内容で、ただ、この上位法によって用語の定義変更だけに終わるということで理解してよろしいかどうかお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、用語の定義が変わることにより表記を変えるだけでございまして、実際のこの条例におきます適用に関しては何ら変わるところはないということで御承知おきいただければというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、説明資料の19ページ、改正の概要という形の2番ですよ。この中でいけば、定義変更に伴いという形の中で、要は控除対象配偶者の定

義を変更しますよと。その後に同一生計配偶者と、こういうふうに変更するわけですよ。そうしますと、改正前は同一生計配偶者という記述はないわけだよな、文字はない。文字はないことだけれども、内容には変わらないよ、呼び方を変えたんだよと。健康部長だといってたのを健康福祉部長だってね、名前をちょっと長くしただけだよ。こういうことになる。そうしますと、対象者の変更とかあるいはそういう、要は対象者の変更だよ。それは全くないんだよという理解でいいね。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから申されましたとおり、所得税法の改正によりまして、今まで条例で引用させていただいた控除対象配偶者という概念が同一生計配偶者に置きかわったという、そういったことであるという考えからこの条例改正をさせていただくものでございまして、条例自体の適用に関しましては何ら変わることはないということでもありますので、適用されてみえる方々に関しましても変更はないというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） つどいの家の活動を指定管理にするためのまず前段階である条例改正だということでお聞きをするわけですが、まず指定管理にすることによって今までにないサービスが提供できると、こういうことで指定管理にしたいというような今までずっと説明を受けてきました。あたかも指定管理によってサービスがよくなるよというようなニュアンスであります。まずその1つが就労継続支援B型、これに移行をしていくよということですが、この就労継続支援B型になるメリット、また、なぜ直営ではそれがいいのか、その違いについてお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） ただいま議員のほうからつどいの家に関します指定管理におきます今回新たに取り組んでいきたいということで、就労継続支援B型というものについての取り組みに当たってのメリット等をお伺いいただいたということでございます。

現状、確かに作業ということでやっていただいている事業は行っているわけですが、これが障害者の総合支援法におきます就労継続支援B型の認可をとって行うということでございますので、これによりまして、まずこれを行うに当たりまして現状からは受け入れをいただいた法人におきます作業種目をもう少し拡大することができるのではないかとか、あるいはそれによって現状、確かに工賃として働いていただいている方にはお支払いしておりますけれども、そういったものが増額になっていくのではないかとございまして。そして、また社会福祉法人の運営によりまして確かにより専門的なサービスの提供といえますか、そういったものが可能になってくるということを考えているところでございます。そして、また障害福祉サービスを受けるに当たりまして、前提といたしまして障害支援区分認定、こういったものを現在受けていただくこ

とをお願いしているわけでございますけれども、こういったことによりまして個々の方々の状況ですね、こういったものが明確になっていくことによりまして、今後例えばつどいの就労継続支援B型だけではなくてほかにもこういった事業所はございますので、場合によってはそういったところもサービスの利用先を変更していくようなことも可能になってくるというふうにも考えております。また、現状つどいでは60歳までが利用の定年になっておりますけれども、このサービスの提供上は60を超えてもサービスを受けることが可能であるということになりますので、もっと長い期間働いていただくことができるようになるというふうに考えているところでございます。

直営に関しましては、確かに現状の今の形を踏襲していくものであれば、これはこれで継続していくことはできるものであるというふうには考えております。また、それを総合支援法の中で位置づけていくのであれば、それはそれなりに人員の確保ですとか、サービスの質を上げていくようなことが当然必要になってくるというような問題も新たに発生してくるものであるというふうに思っております。直営でもそういったさまざまな問題をクリアするなら、その考え方でやっていくことは決してできないわけではないというふうに思っておりますが、今回やはりそのようなメリットも含めまして関係者の中で協議を進めていく中で、直営ではなくて指定管理における運営方法に切りかえるということで、関係者の中で相談をしながらこれを決定させていただいていったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、このB型になるに当たっては直営でもできるけれども、いろいろなサービスの内容からいうと指定管理のほうがより幅が広がるのではないかとということで話が進んでいったよということでしょうかということであります。

次に、今回使用料が1割負担ということで発生をするということで、前からそうありますが、この使用料がどのように変わるのか、これについて今まで無償でよかったのが今度は1割負担が確実に発生する人数がふえてくるのかどうなのかということでございますが、これについてお聞きをしたいということであります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、今回、指定管理のほうに運営のかじを切ったということでございます。これにつきましては、やはり障害者施策を町が行っていくに当たりまして、やはり幸田町はこれまで直営で実際にかかわってきたという、こういう路線をずっと踏襲してきたわけではございますけれども、やはりこういった障害者の総合福祉法ですかね、実際にいろいろなサービスがいろいろなところで提供できるような状況になってくる中で、関係者の方々とも協議をしながら、この方向をどういうふうに今後とも継続するのか、やはり指定管理にしていくのかという選択肢の中で決めていったときに、こちらの指定管理という形で後はとり行っていこうということでこの方針を転換させていただいたというものでございます。

そして、あと実際のこの使用料ですね。こちらにつきましては、現在、制度上生活保護ですとか、あるいは住民税非課税の方々におかれましては、実際にこれは使用料は発生しないというものでございます。これは本人及び配偶者という形になりますので、実

際に今、今後でもすけれども、御利用される方の中で住民税が課税である方、あるいはそういったような方が御利用された場合は確かに1割負担、上限が9,300円とかです、ね、こういった月額が発生することはあるわけですが、現状の中ではほとんど住民税非課税の方あるいは生活保護の方が御利用されるということが想定されますので、実際に使用料が発生することはないというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 直営で継続をできないということで指定管理にかじをとりたいということでございますが、今までずっと直営で行ってきたということからすれば、そのノウハウというものも十分持っているというふうに思うわけでありまして。そうした点からして、そうしたノウハウを生かせないのかと。それには人的体制がないから生かせないのかと。その辺についてお聞きをしたいということと、それから直営で継続できないこの理由に当たっては、例えば直営ですと国の補助が受けられない、国負担金が発生しないと。ところが、指定管理になると国からの補助が受けられるから、その点でいうと幸田町の財政負担が若干少なくなるよということなのか。その点についてメリット、デメリットについてお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、直営に関してこれまで行ってきたということでございます。できてもう30年以上のこれは確かに歴史を刻んできているわけでございますので、そういった中で常に基本事務職が携わってくるものの中においてはやはり人的な異動というものもその中ではあったかというふうに思っておりますが、専任でやっていた職員ももちろんおりますので、実際に運用に関します確かにそういったノウハウというものは、確かに利用される方が固定と申しますかそういったこともありますので、そういった方に関しては誰よりもよく知って見える職員になっているというふうには思っているところではございます。ただ、こういった継続支援のB型をとっていくに当たりまして、やはりきちんとした人員ですとかあるいは資格要件、こういったようなものを確保した体制で臨んでいくというようなことにおきますと、直営というものに関しまして行っていくにはもう少しハードルが高いものになってしまうのではないかと。というふうな危惧もされるところでございます。そういったところもございまして、決して直営という方向がないわけではないですが、よりよい利用者の方々へのサービス提供という面で指定管理というものをとり行っていきたいというふうに考えているところでございます。実際にこの制度によってサービスを提供する指定事業所になりますと、確かに給付を国・県・町から受けることができるというようなものになるわけではございます。それに対しましてはそれなりの人的にも体制的にもそういった備える要件を整えていかなければならないというものもございまして、そういったところを考慮して直営から指定管理に変えていったというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 指定管理にする1つの事業の中で、いわゆる24時間体制のサービスが今の直営のままではできないと。そういうことでショートステイ等が実施できるように、まずもって指定管理としていきたいというような説明もあったわけでありまして

けれども、しかしながら、今の場所でそうした24時間体制のショートステイの施設をやるには不十分、こういうようなことも聞いているわけでありまして。そうしますと、施設が手狭でそれもままならない、そういう状況の中で今のままだでも十分できるのではないかなというふうに思うわけでありまして、そういうことが実施をできないままでスタートをしていくということのメリットというのは、これは町の財政負担が減るというメリットがあるのか。指定管理料だけで済むということで、そういうメリットがあるのか、その点についてはどう比較をされたのかお尋ねしたいというふうに思います。

次に、職員体制でありますけれども、現在、正規職員あるいは嘱託、非常勤という体制の中で職員体制が行われているわけでありまして、今の正規職員以外は嘱託、非常勤であります。そうした方たちが職を全うできる、いわゆる継続雇用という点ではどのようになっていくのか。この辺の職の確保ということについてはどのような職員体制になっていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、指定管理の導入に当たりまして、財政的な面と申しますか、そういったメリットの比較というようなことであつたかというふうに思っております。確かに以前のことしの3月の議会に関連するものの中におきまして、試算を行ってきていたというものについてお示しをさせていただいていたかというふうにも思っております。一面確かに給付を受けることによって、町におきます財政的な面での軽減というものは確かにあるということでは御説明させていただいたとおりに思っております。ただ、今回この指定管理というものを来年の4月から開始をしたいという思いの中におきましては、当然現状の施設におきまして、やはり今利用者からも声が上がっておりますショートステイというものも、当然これは早急に整備をしていくという考えも含んだ中で指定管理として展開していきたいという考え方も持っているところでございますので、現状の施設をそのまま使うということは確かにちょっとこれは無理なものでありますので、費用面におきましてはその部分だけ、ショートステイの建物だけ別途敷地内に建てていくような方向で検討していくなればこれもできるのではないかと考えて、ちょっと確定ではないですが、そういった方向も今検討しているというようなところでございます。そういった面から、直営においてショートステイの対応というものについては、確かに職員の配置面においては大変なハードルがあるということでありまして、指定管理におきまして町が建物を整備しながら、そういった利用に応えていきたいという考え方でこれを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、現在働いていただいております非常勤、嘱託の方々におきましては、指定管理の候補であります法人から継続雇用に関します打診のほうはしていただきまして、基本的に皆様継続して現在のつどいの家で働いていただける状況であるというふうに把握をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 条例改正に伴って、次は指定管理者の指定の議案でありますけれども、管理代行を指定管理者に行わせるということの中で、この社会福祉法人愛恵協会、この評価についてであります。今回指定管理に当たって社会福祉協議会と愛恵協会、この2つが上がってきたわけでありましてけれども、最終的には愛恵協会が手を挙げたということで、ここを指定管理者として指定をしていきたいということでありまして、この社会福祉法人愛恵協会、この評価をどう見るかということでありましてけれども、やっぱり指定管理者として指定をするに当たって一定の評価をする、この基準があるかというふうに思うわけでありまして、この評価についてどのように見られるかお尋ねしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今回、指定管理を町が行うに当たりまして募集をかけたところ、最終的に応募いただいたのは社会福祉法人愛恵協会のみであったということでございます。申請におきます書類等を指定管理の選考委員会に諮りまして、その場におきまして愛恵協会の方から実際の法人の取り組み姿勢などもヒアリングをしながら、個々に委託させていただく業者としてふさわしいかどうかを検討させていただいたというものでございます。项目的な内容につきましては、協議会の資料のほうでも出させていただいたところではございますが、最終的にその委員会におきまして指定に委託するのに信頼するのに足る法人であるという判断のもと、町のほうに諮問をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 愛恵協会におきましては、相談事業をつどいの家で行っているわけでありまして。そうした観点からもう既に実績ありということで、ほかの事業者というところからの応募はなかったのかということでありましてけれども、やはり一者だけということでそこをよしとしていくというその姿勢というのはいかがということをお尋ねいたします。愛恵協会さんにつきましては非常に熱心で、いい事業もやっておられるということは重々承知をしているわけでありまして、しかしながら、やはりここ一者だけで応募があったということでその選択の視野が狭められたということにもつながるわけでありまして。そうした点で、やはりこうしたことが障害者福祉に関するところでは、独占になってしまうということにもなりかねないというふうに思うわけでありまして、そうした点で実際に県下の中でいろいろ比較をしてみた場合どうなのかということをお尋ねいたしますが、その点での評価につながるというふうに思いますが、その辺はどのように判断をされたのかお尋ねしたいというふうに思っております。

また、やはり今まで進んできたのがショートステイという中で24時間体制のサービスを提供したいという、このことから指定管理という点に踏み切ったというふうにも理解ができるわけでありまして、しかしながら、私はやはりまだこれから卒業生も出てくる、そうした点におきまして、町外に通う人たちもいるわけでありまして。町内の中で十分通える施設をとということになれば、1つは直営、1つはこうした社会福祉法人を誘

致をしてさらにサービスの充実を図るといふ、こういうことでもできなかったのかといふふうにするわけでありましたが、そうした点ではいかがかということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、確かに応募をいただいた法人が愛恵協会のみであったということではございます。実際に応募の期間は1カ月設けながら、事前に西三河の南部圏域の事業所にも情報提供はさせていただいたという状況ではございます。ただ、実際にその連絡だけで、じゃあ、確かにほかの法人が動けたのかということはどういう認識をいただいていた募集であったかということまでは詳しくはわかりませんが、町がこういった形で指定管理の事業所を募集しているという情報については広く周知をした上での1者の応募であったといふふうに思っているところでございます。今まで障害者におきます相談事業の実績というものも確かにあるということにおきましては、幸田町におきまして愛恵協会に果たしていただいていた役割というもの本当に確かに大きなものであったかといふふうに思っております。ただ、事業所としましてサービスをいただいているところは決してそこだけではないということもございまして、さまざまなサービス提供の今事業所が町内にもある中で、実際に町が行ってきただけの部分の事業については指定管理という形で、今回愛恵協会さんに運営をお願いしていくというものでありますけれども、町民が使われるのはそこばかりではないということもありますので、広く町内を見渡しながらか、いろいろな業者さんとも力を合わせながらか、障害者に対するサービスの向上というもの当然図っていかねばならないという視点で町としては関与していきたいといふふうに考えているところでございます。

そして、県下の中で町が直営でこういった施設をとり行ってきたという事例は本当に数少ないものだといふふうに思いますので、そこが指定管理に変わっていったというようない事例は少ないものではないかといふふうに思っております。

そして、その要因の中で確かにショートステイを設けていきたいというものが判断の中にもあったかというものであります。議員さんがおっしゃられますように、直営部分とそしてショートも含めた就労支援なりのサービスを提供する事業者が別に誘致をしてきてきて、そういうサービス提供体制になっていけば、それはそれで確かに方向としてはよりよいものなのかもしれませんけれども、実際に町がとり行うに当たりましての方向性として考えた中で、指定管理というものは決めさせていただいてきたということではございますので、実際に直でこれを運営していくものではなくなるものでございしますが、さまざまな事業所にも入っていただきながらか、サービスの充実を図ってきたいといふふうに考えるものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、5年間の指定管理ということ指定をするその事業内容でありますけれども、その中にはショートステイというのは入っていないわけでありまして、そもそも指定管理にする目的としては、このショートステイがメインであったか。ショートステイをやりたいがために指定管理に移行したいといふような話をされてきたのではなかったかなといふふうに思うのですが、それがまず入っていない、このことについてはどう思うのかということではございます。ですから町として、ショートステイに対

する考え方、これについてお答えいただきたいというふうに思うわけであります。今まで保護者の方たちから相当希望の多いこのショートステイに対する事業、これをどのように保障をしているのかという、あわせてお答えいただけたらと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 確かに議員がおっしゃられますように、現在サービス利用の方々の中からショートステイに対する要望というものは、いろいろな懇談会の中でも直接おっしゃられまして、私どもも認識しているところではございます。現状は確かにこういった要望に関しましては町外の施設を使っているというものでございまして、それにおきましてもなかなかあきがなかつたりして、なかなか使いにくいような状況であるということもあわせて伺っているところでございますので、現状今すぐにこの建物があるわけではないですので、今回の指定管理の中には当然ショートステイというものは具体的には記載はされていないものではありますけれども、これについて取り組むというものは、町としてもこれは重要課題というふうに思いますので、建物の整備ですとか職員体制を整え次第これについては開設をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この5年間の指定管理に当たって限度額が8,500万、年間1,700万の指定管理料を払って指定していくわけでございます。そういう内容になっているわけでありますが、この内容が従来行われていた今まで直営として行ってきた内容と余り変わらない内容になっているということから見るならば、私は直営で何ら問題もなかったというふうに思うわけでありまして、また十分今までの職員も次の愛恵協会で雇用ということになるならば、体制も変わらない中で行うということになるかというふうに思います。そこで職員体制は若干変わるかと思いますが、しかしながら、このショートステイという24時間体制のサービスをきちんとめどが立つ、そういうこともなしに指定管理に踏み切っていくというのは私はいかがかと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（薮田芳秀君） 確かに議員がおっしゃられますように、指定管理におけますショートステイの要望、その比重というものは大きいものであるというふうに思っているところではございます。実際にそれまで直営で行って、そのめどが立った上でという、そういったもちろんお考えというものも十分そういったところもあるわけではございますけれども、実際これは社会福祉法人によります職員体制のもとでサービスの提供を行っていくという、そういったものをどういうふうに考えていくかにおきまして、導入時期も関係者の中でこれは調整させていただいたものであるというふうに思っております。そういったことで次年度からという思いの中でこれは実現させていただくものであるというふうに思っておりますので、直営を何も否定するものでもございませんが、社会福祉法人の職員体制のもとで施設管理者ですとかサービス提供責任者ですとか事務員、そういったような体制が組まれる中で個々の職員におきましては、当初は確かに同じ職員かもしれませんが、法人の中で研修なども受けながらサービスを提供させていただく体制は強化されていくものであるというふうに思っておりますので、そうい

ったものをこの時期から転換をして、サービス提供していくものとして今回指定管理を行わせていただくことになったというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 経費の問題でございますが、1年間で1,700万という経費が出ているわけでありましたが、この中で関係資料の中の27ページに掲載してあります事業内容等や、あるいはこれから行うサービスの内容について実施していく、その職員体制というのはどれぐらいの体制で行うのか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 職員体制におきましては、現在、正規職員、それから嘱託職員、非常勤を含めまして14名の体制で行っているわけでございますが、そちらを指定管理移行後は管理者、事務員、サービス管理責任者、指導員なども含めまして17名の体制でこれを行っていくという予定でいるというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの部長の答弁で、なぜ指定管理かと、こういった関連する答弁で、町は特例で運営にかかわってきまして、各種のサービスができるように指定管理に移行することで方針転換をしましてよと、こういう種の答弁をされました。そうすると、指定管理にすることが、サービスが多様化する、サービスが向上しますよ、こういうふうに受けとめられる。そうしたことでよろしいかどうか、まずその点。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のほうから指定管理を導入することによりますサービスの向上ですとか多様化、こういったものにつながるかどうかという御質問であるということでございますが、基本的に指定管理を運営していただく社会福祉法人にかかわっていただくことによりまして、現在提供させていただいてますサービスの向上につながるということで判断をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますとあなたの答弁でいきますと、直営よりも指定管理のほうがサービスが向上しますよ、こういうふうに受けとめられるわけですね。直営はそれほどものが悪いのか、質が悪いのか。こういう疑問が出てくるよね。あなたも先ほど申し上げたとおり、町は特例で運営にかかわってききましたが、各種のサービスができるように指定管理に移行、方針転換をしましてよと。そうしたときに、運営法人によるサービスの向上が図られますよ。ということは、じゃあ、今まで町が直営でやってきたことに対して後ろ足で砂をかけることになりませんかということの懸念が湧くわけですよ。

どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） もちろんこれまで町が行ってきておりましたつどいの家の運営に関しまして、これが悪い内容でやってきたものであるというものでは決してないということではございます。現在の運営、これを将来的に考えていくに当たりまして、直営がいいのか、指定管理による運営がいいのかというそういったところを考えていく中で、指定管理という形で社会福祉法人によります運営を任すことによりまして、法に基づくサービスとして提供することができるようになります。これによってサービスがより質として向上していくものであると。それから、ほかの種類のサービスも後々提供するようなことの体制も可能になってくるのではないかというふうに考えているということではございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、それでは今まで直営だった。直営で何か支障があったのか、こういう問題が出てくるんですよね。あなたの答弁は、指定管理に移行することで多様なサービスが期待できますよと。こういう論法でいくと、じゃあ、今までの運営は何だったのかという自己検証が求められてくるわけだ。それはいかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに直営であることにおきます支障という問題であるなら、確かにこれまでも所長以下職員を3名配置して、非常勤、嘱託職員を配置して行ってきたというものではございます。今後、やはり職員もこうやって異動あるいは退職とか、そういったような職員が入れかわっていかなければならない時期が当然いろいろ出てくるものもありますので、継続的に安定したサービス提供を行っていくという考え方の中で、指定管理によります運営というものを取り入れていきたいということで指定管理制度に移行していくという、そういった考えでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう指定管理への方針転換、こういう形の中で、先ほどちょっと出ましたけれども、指定管理に当たって応募の方法は具体的に、あなた方は1社しかございませんでしたよということですが、どういう形で周知徹底するなり、あるいは対象となる事業者は見えるわけですよ。わかりやすく言えば、一般競争入札か指名競争入札かといったら、これは指名競争入札だ、あなた方には。だから、広くという点から言えばもっと広くね、幸田町はこの事業について指定管理に移行しますけれども、応募する意思はありますかと、応募の条件は何々何々というのが出てこないとあかんですよ。手挙げろといったって下手に手を挙げたらドボンということになりかねない。応募の条件というのはどういう形で周知徹底されたのか。こういう指定管理に方針転換をするそのかわりの関係からいって、なぜなのかと。なぜ1社なのかと。もっと多いはずなんだよ。そういう点からいけば、応募の条件というものがきちんと示されたかどうか。5年間で8,500万円だよと、事業の内容はこうだよと。こういうことも示さなかったでしょ、どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 指定管理を公募するに当たりましての情報提供に関しましては、この近隣の西三河南部圏域のこういった障害者福祉をとり行っていた法人等に16事業所をピックアップする形で、メール、ファクス等によりまして事前にお送りをさせていただいて、仕様を見ていただく中で応募の意思があれば応募していただきたい、その前に現地説明会も行いますので、こちらにも御参加いただきたいというふうな形で周知のほうを図らせていただいたというところでございます。現地説明会におきましては町の社会福祉協議会も参加いただいたわけでありまして、結果的には応募には至らなかったということございまして、愛恵協会のみが応募をいただいたという状況になったというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしたときに、ややもするというよりもこの指定管理者制度がゆがめられて、結局価格競争ですよと、こういうふうに変質をしてきてる。そうしたときに総務省が通知文を出しましたよね。2010年、平成22年の12月28日に総務省がそれぞれ行政局長名で指定管理者制度の適切な運用をと、こういう通知を出した。このことについては、いろいろ機会があるごとに私は申し上げてきた。そうしたときに、価格競争による入札とは異なりますよと。安かろう悪かろうという競争をやったらいけない、こういうことなんですよね、総務省が言うのは。その指定管理者制度のそもそもとは何ぞやというものも、総務省が説明をしております。指定管理者制度とはそもそもどういうものなのか、どういう動機なのか、説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 実際、実務におきましてこういった指定管理を導入するに当たりましての心得として総務省が出していた通達ですかね、そういったものについては把握していたものであるというふうには思っているところでございますが、指定管理というものでございますので、結局町が公共が建てた建物におきまして、それを民間の事業者が管理運営を任せていくという形で、その運営を民間の運営ノウハウでやっていただくというものでありますので、やはりそこは確かに価格というものも問われますが、運営に対する質というものも問われていくものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 総務省のこの通知はこういうふうに言ってるわけですよ。指定管理者制度とは、サービスの質を上げるのが目的だよと。価格競争の問題ではありません。競争性の導入によってコストを下げる道具になっちゃった。こういう総務省の指摘そして見解、その上でサービス向上が目的であることを改めて自治体の皆さんに認識していただくよう、その意思を伝達をしたいと。これは当時の総務大臣の片山大臣が述べてることなんですよね。そういう点からいくと、あなた方がなぜ直営から指定管理に移行するのかと。それはあなたも言われた、多様なサービスができるよとということが言われた。それと、もう一つは、人件費の削減があるわね。現在14名でやっておりますよ、移行後は17名になりますよと、管理者や事務職の。8,500万円ですよという点からいくと、まだ具体的にはわかりませんが、現在その14名で8,500万

円なのかどうなのか答弁がいただきたいということと、現在14名で8,500万円、それが変わらずに17名で8,500万円とすると、働く人たちの労働条件の改悪につながっていきます。そこら辺はどういうふうですか。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かに指定管理によりまして多様なサービスを提供できる体制に一面移行できるというメリットがあるということで移行はするわけでございますが、実際にこの運営にかかわる費用というのに関しましては、町の委託料が全てではないという、法人運営におきましてはサービス事業所としてサービスを提供することによります報酬ですかね、そういったものが当然加わってきた上でのものとして収支計画書というものも法人が提出しているところではございます。そういった中で、指定管理料の収入は確かに町からは年1,700万という固定ではありますけれども、事業収入等をやはり充実させていくことよっての収入増を見込んでいくということの中で、結果的に人数がふえて管理料が一定だと賃金が下がるとか、そういったようなところには必ずしもつながらないということで、事業者によります事業収入におきます努力によりましてこれはふえていくものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 断言できるのか。今、あなたが言ったことが断言できるのか。断言できないから、これ以上のことは企業努力ですよ。企業が努力しないものだからサービスが低下をし、働く人たちの労働条件が改悪、悪くなる。けれども、指定管理制度は悪くないんだよという発想なんですよ。だから、先ほど申し上げたように、指定管理というのは価格競争じゃないと。価格競争じゃないよ、サービスの質を向上する、これが目的だよといって片山善博総務大臣が国会で答弁しているわけです。そうした点から含めていくなれば、まさにあなたの言われ方は、安かろう悪かろう、けれども、いかなかったら企業で努力しなさいよと。こういうところにつながっていきませんかということなんです。ですから、先ほど申し上げたように、直営の14人、これで8,500万円。これをそのまま移行すれば、今度は指定管理で17名だよと。8,500万円といったらどこから出てくるかという、それはあとは企業努力だよと。そんな話はないでしょ。あなた方がより多様なサービスを充実するために直営から指定管理に切りかえますよというのが大義名分であれば、私はサービスの低下につながらない、より一層向上すること、そこに働く人たちの労働条件の向上を約束されるような、そういう指定管理者、愛恵協会でなくてはならないというふうに思うわけですよ。足らずまいは企業努力で愛恵協会が一生懸命頑張れよと、それはないでしょということを申し上げている。そういう対応を今後ずっとされていかれるの。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） かかる経費が確かに町が出すものは一定で、そのあとの部分は企業努力というわけなのですが、結果的に、先ほどから申しましたように今回指定管理に変えていくということに関します目的ですね、利用者に対する多様なサービス、質の向上したサービスを提供していくために、これは一緒になって努力をしていただくものであるというふうに思っております。その結果、確かに通所をいただく方、そうい

った規模がふえていくことによりまして確かに事業収入は上がるものであるというふうに思いますが、上げるために努力するというような考え方ではないというふうに思っているところではございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第53号議案の質疑を終わります。

次に、第54号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 補正予算で新たに組み込まれました耐震性貯水槽の設置場所、それからこの容量についてお尋ねしたいと思います。

続きまして、またトレーニングジム用機器の購入、更新ですけれども、この内容も説明にはあったわけではありますが、改めてまた再度答弁いただけたらと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 県補助金の南海トラフ地震等対策事業補助金についての耐震性貯水槽のお尋ねでございます。耐震性貯水槽につきましては、大字相見字阿原地内の阿原公園内、相見川沿いの細長い公園でございます。その中に設置するものでございまして、地下式で40立方メートルの容量を持つ耐震性貯水槽を整備するものです。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 続きまして、トレーニングジム用機械の更新内容ということでございますけれども、このトレーニングジム用機械、平たく申しますとランニングマシン、要はベルトコンベヤーみたいなやつの上で歩いたり走ったりする、そういうトレーニングマシンでございます。これは、現にあります機械1台が故障をし、修理不能というために更新をするというものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の貯水槽でございますけれども、耐震性というふうについたということでもありますけれども、今までこのような名称で設置した事例というのはなかったような記憶があるわけですが、今回わざわざこのようになってきた経過というのはどのような経過があるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

次に、ランニングマシンでございますけれども、これは1台しかないということですが、これは今現在のトレーニングルーム、これは非常に手狭であります。100平米ですかね。あの中に機器が設置してあって、やはりもう少し広げてほしいという要望も前にもあったわけですが、ランニングマシン1台ではやっぱり何とも足りないのではないかなというふうに思うんですけれども、こうした今の健康思考の中でトレーニングルームの拡充というものは考えておられないのかと。そして、またほかの健康機器についても拡充、この考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 耐震性貯水槽でございますけれども、補助金の南海トラフ地震等対策事業ということで地震対策でございますので、そういったことから補助金のメニュー

一の中の建物被害軽減対策事業の初期消火確保・延焼防止事業という中の1つのメニューでございまして、そういったものを活用したもので耐震性貯水槽という名称で整備をするものでございます。近年でございまして、設置している防火用水、貯水槽につきましては全て耐震性のものを設置しておりまして、補助金を受けるがゆえにこういった名称がつけてあるというところでございまして、25年では2基、26年1基、27年では2基、28年2基、29年がこれで1基ということで、毎年のようにつけさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 先ほどの私の答弁が不明瞭だったかもしれませんが、現在のトレーニングルームにはこのランニングマシンが3台あるかと思えます。その3台のうちの1台が故障をして、修理不能のため補正をお願いして更新をするということでございます。

それから、今後のトレーニングルームの拡充についてはいかがかというお尋ねでございます。このトレーニングルームは町民プールにあるわけですが、今現在町民プールの施設自体が大分老朽化をしてきて、その維持管理に大分予算もつき込んでいる状態でございます。まずはプール本体の維持管理を優先して整備をしていきたいというふうに考えております。それに伴いましてトレーニングルームの充実という点については、昨今フィットネスクラブですとか民間のスポーツクラブ等々、民間でのそういうクラブもございまして、そこでの競合ということも心配しまして、当面は現状の規模の維持を図っていくということで考えております。ただ、現状維持のために機器の更新は利用者の御意見を伺いながら、順次必要に応じて更新はしていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 歳入の国庫支出金の中の国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費総務省分補助金476万9,000円ということですが、このマイナンバーの関係、いわゆる今現状はどういう形であなた方が対応しているのかと。マイナンバーについては、その危険性が言われながらもあなた方自身は書いてちょうだいよと。書かなかつたら受け付けませんなんていうことはやっていないよな。書いてないと書いてくださいよと、こういう対応をしているのではないのでしょうか、こういうことなんです。みんな口ぬぐって知らん顔か。

○議長（杉浦あきら君） 答弁願います。

企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 失礼しました。マイナンバーにつきましては、今現在各所管課で21課ほどがいろいろな部分で実際に記載をしたりしているという状況でございます。そういった中で記載をお願いしながら、窓口での対応をさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 申し上げたとおり、記載がなかったときにあなた方はどう対応しておりますかということが質問の趣旨であります。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今申し上げたマイナンバーの記載の関係する課が21課ほどございますけれども、その中で記載をしない方、未記載の方という形がやはり出てきているという状況でございます。そういった場合、今我々のほうで把握をしているところでは5課5件ほどこの運用の中で発生している状況でございます。そういった場合に、実際にこれについては各所管で記載をお願いしておりますけれども、これはあくまでもいわゆる記載をお願いするという形での部分であって、実際にそれぞれの対応としては記載いただけない場合は、それぞれ記載のお願いした説明の記録をとりながら、実際には記載されない状態で受け取り、それを処理としては行っているという状況でございます。それが5件ほど庁舎内ではあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもあなたの立ち位置がね、どういう立場に立ってものを言っているのかということなんですよね。だから、結局記載がなかったら渋々かと。一応頼んでみる、まだここは書いてありませんがと。本人が意思表示をしない限り記載漏れですよという対応をしているのではないのでしょうかということを行っている。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、マイナンバー法の中で14条の中では、個人番号の提供を求めることができるという規定となっておりますので、その辺については義務ではないということら辺はあるわけですが、ただし個別の各所管で取り組むこういったマイナンバー法にかかわる個別法の中では義務化されているところもありますので、そういったところについては同じように義務という形での御説明をさせていただいているということでございますけど、いずれにしても、かといってそれによって申請なりいろいろな手続が滞ってしまうということが不利益に当たるということもございまして、その部分では住民の方に不利益のないように、その手続についてはマイナンバーがない場合でも対応はさせていただいているというのが実態ということで聞いております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、あなたの答弁の中で、義務化されているところもありますよ。どことどこがやっているんだ。あなたも言ったように、法の14条ではできる規定であって、しなければならないという規定ではない。できる規定でありながら強制をする、あるいは義務づけされている課もありますよという点からいったら、それは個人情報保護の関係も含めて行き過ぎというよりも無神経じゃないのか。そういう番号を書かせて、それが不正にあるいは漏えいした場合はどうされるのか。書かなくてもいいんですよ。義務化されている書類があるとするなら、具体的にその書類の名称を挙げてください。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） こちらで把握させていただいているいわゆる支払者がマイナンバーを必要とする事例、義務化されているというふうに判断されているのは所得税法第93条に基づく給与等の源泉徴収票等を支払いする場合は、その部分の記載の中に氏名

と住所もしくは居所及び個人番号を記載して交付しなければならないということになっていますので、いわゆる支払者のほうにその義務があるという形での部分としては所得税法の第93条がそれに当たるのかなと思います。また、ほかにもあるかと思いますが、我々の把握する部分ではそういった部分があるということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたは所得税法による、企業がそこで働く従業員の源泉徴収票をつくるために必要とする。企業が取得をする、法人が取得をする。あなたの先ほどの答弁からいったら、強制を事務化されている課もありますよと。所得税法でいったら先ほど申し上げたとおり、企業が従業員の源泉徴収票に記載をする、そのために個人番号を収集する、従業員から全部申告させる。この問題は後でまた申し上げますけれども、その前に前段あなたは義務化されている課もあるといったら、何でこんな話になるの。どこの課と、どういう業務なのか、これが質問ですよ。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほどの所得税法のいわゆる支払いの関係部分についてはそういった義務が課されているということでございますけれども、実質例えば国民健康保険法の施行規則第2条においては、これはいわゆる法律上のいろいろな部分で判断される部分では、その中に氏名、性別、生年月日、個人番号、続柄、現住所及び従前住所、職業という中に番号も提示するという形の部分が記載されているというところ辺がありまして、これは個別にそれぞれあるかと思うんですけれども、実際に先ほど申し上げたマイナンバー法ではできる規定でありますけれども、個別法の中でそういった義務化と読み取られる、記載するという項目に個人番号と記載されている部分が見受けられるものですから、そういった部分であると。これがどこの課でとかそういった部分では私のほうでは把握ができていないものですから、いわゆるマイナンバーを記載することがある程度をお願いをしている課として21課の中で、それぞれの事務の中にそういったマイナンバーの記載をお願いしているという部分があるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局やぶの中に入って、出口がどこで入り口がどこかというのをわからなくしてる。そういういい事例が日本年金機構からね、これは年金をもらっている人のところに恐らく届いているはずですが、29年分の個人番号申出、扶養親族等についての手引きと平成30年分の年金受給者のための扶養親族等申告書の手引きと、こういう中で矛盾をしていることを平気で書いているわけだ。全部読むと大変ですけども、税法改正により税務署提出用の公的年金等の受給者の源泉徴収票に受給者番号が必要になります。それは先ほど企画部長が言われたところです。その上で、通知カードなど個人番号、マイナンバーが確認できる書類のコピーを同封してくださいよと書いてあるわけだ。そのちょっと下がった後にわざわざ赤印で、個人番号、マイナンバーが確認できる書類のコピーは必要ありませんとしているわけだ。前段でマイナンバーはわかるものを入れてくださいよと、その後にコピーは必要ありませんよ、原本くれと書いてないわけだ。そういうふうにあなた方自身が、年金機構が悪いことをやっているから、あなた方はみんな親ガメこけたらみなこけたって。要は、先ほど部長が言われたように、でき

る規定であって強制規定ではないという中で、このマイナンバーの関係からいけば、当初から通知カードと番号カード、通知カードはいや応なしに全員に送っちゃうからな、全員に送ったと。その上で、顔写真付で証明書になるチップのついた番号カード、いわゆるマイナンバーだ。こういうものを取得できる。こうしたときに、全国各地、幸田もそうですが、受け取り拒否をする、あるいは転居不明という形で戻ってきた件数はどれだけありますか。

○議長（杉浦あきら君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今回のカードについては住民子ども部のほうからお答えさせていただきますけれども、今全国でそういったいろいろな事例の中で、個人情報保護委員会という形で国のそういった機関の中でこういう例えばマイナンバーのいろいろな部分のトラブル、こういったものの報告を受けております。そういった部分で29年度、これで上半期は終わってますけれども、28年度と比較してかなりの数が出ているということら辺が一番今までの中であるかと思っておりますけれども、今の部分でいろいろなマイナンバーの記載をお願いしながら、実際にそれを義務化という形ではなく、国のほうからも、これも庁舎内も統一しているわけですが、実際に番号の記載を強制するとか、記載がないことで受付ができないとか、そういったようなことがないようにいわゆる住民への不利益が生じることのないように、窓口としては対応するようということに意思統一されてきてるということでありまして、今議員が言われるようないろいろな部分で窓口でのそういったトラブルが生じている中で、いろいろな部分ではマイナンバー法の趣旨としては義務化ではなく、そういった部分は認識をしっかりと持ちながら取り組んでいるという状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 住民子ども部長。

○住民子ども部長（都築幹浩君） それでは、お尋ねのマイナンバーの通知カードの発送に関する件数でございます。当初の通知カードの発送件数、これにつきましては1万4,229でございます。そのうち戻ってまいりました数は1,162通でございます。不在等によりまして保管期間の経過をしたものが840、転居届等により宛名不明のものが308通、それから受け取り拒否というものが4通でございます。これらにつきましては改めて通知が必要ということで、住所等が判明したのから再通知をして発送をいたしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 個人番号、いわゆるマイナンバーの漏えいについては、あなた方は把握しておりますか。先ほど企画部長は、個人情報保護委員会が上半期、つまり10月に今年度上半期の活動実績を公表しましたよね。その関係からいけば漏えいが273件、昨年が66件。倍になってるといふ点からいくと、マイナンバーの取り扱い、まさにこれを必要とするところは行政を中心としてさまざまところで個人番号をどうやってうまくだまし取るかということだって考えられたわけだ。そういったときに、この関係が要は役所の窓口で申請する欄があったときに書かなければいけないですよと、書いてくださいよというのは強制ではないですか。実態としては記入漏れがあったら書いてくだ

さいというお願いという形でいいかどうかはともかく、書かせてるわね。そこら辺の実態はどうですか。申請書に書く欄があって、本人、申請者の意思があるいは見落としたかは別にして、記載してない例というのはあるんです。そうしたときにあなた方はどう対応されるのか、こういうことであります。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 先ほど申し上げた申請の中に記載のないという形が実際に発生しております。そういった場合については、記載がないことでもって例えば支払いができないとか、そういったような状況に陥るといのは不利益をこうむるといことでございますので、そういった部分には記載のない状態で処理をさせていただいていると。ただし、記載がないという部分は経過を残させていただきながら、このように記載を求め説明をさせていただきましても記載がないという形での記録を残しながら、その案件については支払いを行ったり、その手続は通常どおり行っているというふうな状況であります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が言いたいことは、要はマイナンバーの記載、記入は、あくまでも申請者の自由な意思ですよということなんですよね。私みたいに気が弱いとね、書かなくてもいいやと思って出したら、鬼の企画部長がじろっと見て、ここ忘れておりませんか、こうやったらびびっちゃうわな。これは本人の意思か、たまたま忘れたかはともかくとして、それを問いただしたら強制になりますよと。あくまでも本人の自由な意思だよと。その自由な意思が忘れたとしても、それが保護されなければマイナンバーはどんどんどんどん流出をしていくし、悪徳者はマイナンバーはこれからどんどんどんどんそこにいろいろな情報が積み上げられてきてね、マイナンバーカードそれ一つで丸裸にされる、そういう危険性を持つ一生12桁を背負っていく番号だ。方やおろそかな形の中で記載してないじゃないかなんていう、そんな気安い形で申請者が危険な目に合うような、丸裸にされるような対応はすべきではないということが私の趣旨なんだ。ですから、書いてあろうとなかろうと、それは本人の意思として受けとめて、その人自身はなくてもいいと言っているわけですよ。その人は、いや、記載がなくても結構ですよと。先ほど申し上げた年金機構も書いてくれと言いながら、マイナンバーが確認できる書類のコピーは必要ありませんとってわざわざ赤色の字でインプットしているわけだ。そういう点からいくと、あなた方の対応は根本的な問題として、立ち位置として、マイナンバーを書かせてはならないし、書くような雰囲気には追い込んではいけないよと。なくても結構ですよという形にすべきだ。そこら辺は徹底されますか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今言われるマイナンバーの記載の義務ではなくというところ辺はございますが、実際にこれは今のマイナンバー制度の中では記載をいただくことでのいろいろな連携がとれるということも含めて、そういった記載がない部分については、国のほうからはやはりそういった記載がない部分は記載をされない経過の説明を、いわゆる役場、町側からすれば記載をお願いしたけれども実質記載がなかったというようなところ辺は、やはり記録に残すべきだということですのでそういった指示がきておまして、

そういった部分は記録を残しながら手続的には進めていくという形でございまして、これを記載がなくてもいいですよとかいう形で、そういったことを窓口のほうで申し上げるといことはできないことになっておりますので、その部分は少し今後の制度的な面ではどうなるかというのは私も何も申し上げられませんが、今の制度的な部分ではマイナンバーを記載していただくために、あらゆるそういった説明をさせていただきながら御理解を求めていくということが必要だというふうに認識しております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 記録を残すこと自身は私は否定はしない。否定はしないけれども、あなたの説明からいくと非常に危険です。書いてなかったら、ここ書き忘れですよという対応だ。書いてないけど何か理由がありますかと、それが記録のとり方ですよ。記録のとり方とは、書き忘れたということを書きここに書いてありませんが何か理由はありますか、あなたと。誰が言う、そんなふうには言われたら。それはびびっちゃうわな。書いてなくてもそのまま受ければいいじゃない。記録をつくるために、あなた、何で書かなかったのか、書かなかった理由を聞かせてくれと。それは強制につながっていきませんか。ですから、総務省自身も、マイナンバーはあくまでも本人の自主的な意思に基づいて記載されるものであって、記載を強制されるという内容はさまざま。つまり、本人の意思以外の圧力なり条件を整えて、さあ書きなさいよというのは圧力につながりますよと、こういうことなんです。だから、私はそこら辺は徹底すべきだと。書いてない、書いてないから記録のために、あなた、何で書かなかったのかちょっと教えてくれというのは、圧力になりませんか。ですから、あくまでも出された内容について、マイナンバーについて限ってですよ、それ以外の書類の関係の書き方について誤りがあれば訂正すればいいし、求めればいい。しかし、マイナンバーが書いてないからという理由で、記録をとりますのでその理由をお聞かせくださいと、そんなものはどうもならん。そういう取り扱い、あなた方の姿勢、構え、改めていただきたいですが、いかがですか。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 記載がないという記録をとるというわけで、実際に説明をさせていただいたという記録ですね。その部分は最低限必要だということで、例えば支払いの関係、今の所得税の関係でもそうですけれども、やはり税務署のほうから支払者のほうへ問い合わせがくる場合がございます。そういった場合、マイナンバーの記載がないんだけれどもどうなっているんですかということで問い合わせがくるわけですが、そういった場合に記載はお願いいたしました、しかし記載がない、こういった説明はしてありますよというふうな、議員が言われるような、なぜ記載ができないかというところまでそういう記録を残すべきかどうかというのはやはり問題があるかと思っておりますけれども、いわゆるこちらの支払者側としては記載をお願いする、記載を求めたという形の記録は残させていただきながら、それで例えば税務署からの問い合わせに対しては、こういった説明をしてありますよということの記録をしっかりとった上で対応させていただいているという状況でございますので、お願いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ものはいよいよによって角が立つということが言われておりますよ

ね。ですから、書いてない、いわゆる記録をとるがために、記録のために記載をしない人にお尋ねをするという点からいったときに、相当あなた方は神経を使わないといけませんよ。いや、記録のためだといって大見え切って胸張って、何で書かないんだ、書かなかった理由をちょっと教えてくれよというのは、それは強制ですよ。そういう点からいくと、窓口の対応というものは、相当神経を使ってマイナンバーというものが個人を最終的には丸裸にします。その情報を教えてくれということですから、三歩へりくだれとは申しません。しかし、対応については細心の注意を払ってマイナンバーの取り扱いをさせていただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今言われるとおり、実際にマイナンバーの記載を強制してはいけないというところ辺は確かにありますので、その部分の対応については十分気をつけていきたいと思っておりますし、また、いただいたマイナンバーの記載のあるいわゆる特定個人情報という部分では厳密な保管をしたり、いわゆる鍵のかかるところへ書類的なものは保管しながらその流出のないようにするという形で、各所管でこういったものを取り扱うことでかなり神経を使うわけですが、その中でミスのないように。また、住民の方にいろいろな部分で不利益があってはならないというのは大前提でございますので、そういった対応をさせていただく。そのために窓口についても細心の注意をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結します。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第47号議案から第56号議案までの10件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会委員長は、ただいま付託いたしました議案の審査結果を来る12月22日までに取りまとめ、12月25日の本会議で報告願います。

委員会の会場は、お手元に配付のとおりですのでよろしくお願いいたします。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、12月14日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。よって、12月14日の本会議は、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、12月14日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、12月25日月曜日、午前9時から会議を再開いたしますのでよろしく願いいたします。

本日は長時間御苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年 12月13日

議 長

議 員

議 員